

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

経済常任委員会会議録			
日 時	平成16年9月22日(金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時54分
場 所	消防第2・第3会議室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐藤委員長、古沢副委員長、森井・井川・山口・見楚谷・小林 ・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	経済・港湾 両部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、森井委員、井川委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

「台風18号による被害状況について」

(経済)商業労政課長

台風18号にかかわる経済部の対応と被害状況について、報告いたします。

初めに、経済部の対応といたしましては、9月7日火曜日17時以降、各課に対し、台風情報に関する注意を促し、翌9月8日水曜日9時には、各課において被害状況を把握し、逐次報告するよう徹底するとともに、同日10時半から、関係施設をはじめ商店街や市内企業について、現地視察のほか、電話による被害状況の確認を実施いたしました。

次に、経済部所管の施設のうち、被害規模の大きなものとしていたしましては、鯉御殿のほか、公設青果地方卸売市場のシャッター4枚、屋上看板の2枚が落下、また公設水産地方卸売市場ではシャッター9枚が破損するなどがあります。鯉御殿の状況につきましては、大屋根の煙出しが全壊し、さねは表側が全損、裏側が強風で持ち上がり、はく離れた状態となっております。窓ガラスや入口扉なども多数の破損が見られ、応急措置といたしまして、防犯も考慮し、1階の玄関部分や窓等にはコンパネを取りつけました。被害金額についての詳細は、現在調査中ではありますが、予想以上に破損の規模が大きく、復旧に向けて北海道教育庁、市教育委員会と協議を進めているところであります。

次に、商工業及び観光施設関係についてであります。8日から15日の間に、現地調査や電話などで約100件の企業のほか、商店街、市場について停電や被害状況の確認を行ったところ、屋根のはく離や看板、シャッター、窓ガラスの破損が多数あり、被害の大きかった鱈友朝市では、屋根が飛ばされ側面も倒壊するなど、壊滅的な被害を受け、9月13日には全体を取り壊し、明日23日より当面仮店舗での営業を行いながら、11月末までに現在地での新店舗建築を行う予定とお聞きしております。

なお、市内中小企業に対する対応といたしましては、災害貸付けなどについて、各金融機関の支援等協力依頼をするとともに、商工会議所と共同で融資特別相談窓口を開設し、9月21日現在の相談件数は市役所で4件、会議所で7件を受け付けております。

次に、農業被害についてでありますけれども、9日から10日にかけて、新おたる農協小樽支所、北後志地区農業改良普及センターと3機関合同で市内全域の現地調査を実施し、確認できた被害状況は被害農家数78戸、被害面積13ヘクタール、被害総額は約1億1,930万円となっております。このほか、市内遊歩道では倒木約140本、市有林でも多数の倒木を確認しております。倒木に関する被害額は現在調査中であります。

次に、水産関係では、各漁港で漁具保管庫が多数倒壊する被害があり、祝津漁港では電柱2本が倒壊したほか、小樽港内に避難していた漁船2隻が岸壁に接触し、損傷したところであります。

(港湾)港湾振興室小林主幹

小樽港、港湾部の台風に対する対応について、説明申し上げます。

本市港湾部では、前日9月7日11時に港湾部に台風18号に関する対策本部を設置し、各担当が台風の対応について確認し合いますとともに、日中は避難船のコース調整などを行い、それから前日のパトロールを行ったところでございます。9月8日につきましては、午前4時に山田部長以下が出勤し、5時過ぎからパトロールを行いますとともに、岸壁での波の状況や港湾施設の現状について把握しました。その後、台風が通り過ぎた後、パトロール

を3回実施し、被害状況等を把握してまいりました。

港湾施設の被害状況につきましては、まず公共上屋関係では第2号ふ頭の2号上屋とか5棟において、屋根トタンのはく離、下地一部破損など、約1,600平方メートルの損壊がありましたほか、電動シャッター1か所、窓ガラス破損1か所などで、金額にして約2,600万円相当の被害がございました。

次に、臨海公園、道路関係では、勝納臨海公園のステージの天井並びに照明設備の破損、運河公園の休憩棟、遊具棟の屋根のかわらの浮き上がり、その他公園道路の植栽及び添え木の破損などで、合わせて約640万円の被害がございました。また、コンテナヤードではガントリークレーンのブーム固定装置の破損、ソーラス関連施設ではフェンスの傾きや一部断裂など、合わせて約500万円、北防波堤におきましては、漁船の衝突による上部コンクリートの一部破損があり、約300万円の被害が出てございます。さらに、港湾部庁舎の防音窓ガラス、窓枠の破損で約500万円の被害、その他飛散物の清掃、投棄処理経費なども含めまして、全体の被害総額は約4,500万円と想定してございます。

現在、各業者に損失箇所の補修について見積りを徴し、港湾業務に支障が生じないように、緊急度を見極めながら、早急に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

(港湾)港湾整備室工藤主幹

続きまして、石狩湾新港における被害の発生について、報告いたします。

発生場所は、西地区の廃棄物埋立護岸でございます。被害状況は、基礎捨石及び消波ブロックが延長約300メートルにわたり一部沈下したものであります。今後の対応につきましては、開発局と協議中であり、未定であると伺っております。

委員長

「改正ソーラス条約による港湾保安対策について」

(港湾)港湾整備室竹内主幹

改正ソーラス条約による港湾保安対策につきましては、これまで逐次進ちょく状況を報告させていただいておりますが、現時点での進ちょく状況を報告いたします。

まず、施設整備の執行状況でございますが、予算額6億1,500万円のうち、現在までに整備を終えましたフェンス、ゲート等の費用は約1億3,000万円であり、引き続き10月以降、コンテナヤードのカメラを用いた監視装置や各ふ頭ゲートの保安照明に係る整備を順次進める予定となっております。

次に、資料をごらんください。小樽港における制限区域の設定に当たりましては、港における親水性をできる限り保持するとともに、コスト面でも必要最小限に絞り設定したところですが、7月1日以降、2か月半の運用の中で、外航船舶の利用実態から2か所ほど制限区域を追加する必要が生じてまいりましたので、報告いたします。

1か所は中央ふ頭1番バースであります。勝納ふ頭大水深バースにパナマックスなどの大型船が係留した場合、中古車を積み出すロシア船などの係留バースが不足する事態が生じ、関係業界や船舶代理店から再三バース増設の要請を受けておりますことから、これにこたえるため、管理が比較的容易で広いエプロンを有する中央ふ頭1番バースを新たに追加したいと考えております。もう一か所は、手宮岸壁であります。背後に小樽港の大宗貨物であります穀物を原料として操業している日清丸紅飼料の工場がございまして、今年に入りまして中国から原料穀物を直輸入し、岸壁から直接工場に搬入するケースが増え始め、年間12隻を上回る状況となっております。今後も継続してこれらの船を受け入れるためには、早急にこのバースのソーラス対応が必要となったものであります。ただし、本バースにつきましては、係船が月2回程度であることから、他のふ頭とは違い、係船期間以外はゲートを開放する方向で関係者との調整を進めております。

なお、これらの2か所につきましては、今後関係業界、関係機関と細部の調整がつき次第、フェンス、ゲートの整備を進めてまいりたいと考えております。

委員長

「平成16年石狩湾新港管理組合議会第2回定例会について」

(港湾)港湾整備室工藤主幹

平成16年石狩湾新港管理組合議会第2回定例会が去る7月26日に開催されましたので、その概要について、報告申し上げます。

議案につきましては、平成16年度一般会計補正予算の1件でございます。内容につきましては、7月16日開催の本経済常任委員会において説明申し上げた内容でございますが、同日付けをもちまして原案のとおり可決されてございます。

報告事項につきましては、「平成15年度石狩湾新港管理組合繰越明許費繰越計算書報告の件」「財団法人石狩湾漁業操業安全基金協会の経営に関する件」「社団法人石狩湾漁業総合振興対策協会の経営状況に関する件」及び「石狩湾新港サービス株式会社の経営状況に関する件」の4件の報告がございました。また、石狩湾新港管理組合議会会議規則第95条により、議員派遣につきまして2名の派遣が議決決定されたところでございます。

委員長

「石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」

(港湾)港湾整備室工藤主幹

石狩湾新港管理組合から、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正及び条例改正にかかわる派遣職員の身分取扱いに関する協定の一部変更について協議がありましたので、報告申し上げます。

本改正は、寒冷地手当の取扱いについてでございます。小樽市、石狩市においては、既に昨年同様に寒冷地手当が支給されており、両母体から派遣されている職員につきましては、現行の管理組合条例で支給し、北海道から派遣されている職員につきましては、母体である北海道で新たな支給方法が決定されるのを待って支給しようとするものであります。なお、具体的な支給方法につきましては、北海道で決定され次第、改正について再度管理組合から協議される予定でございます。本協議につきましては、同意してまいりたいと考えてございます。

委員長

次に、今定例会に付託された案件について説明願います。

「議案第29号について」

(経済)本間主幹

議案第29号小樽市中小企業等振興条例の一部を改正する条例案について、説明申し上げます。

本年7月1日より、国の特殊法人等整理合理化計画に基づきまして、従来の中小企業総合事業団が新たに独立行政法人中小企業基盤整備機構として発足したところでございます。このことにより、小樽市中小企業等振興条例第3条商店街近代化施設設置事業助成に関する文言中、中小企業総合事業団法施行令が廃止され、新たに独立法人中小企業基盤整備機構法施行令が施行されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。以上でございます。

委員長

「議案第30号について」

(港湾)港湾振興室小林主幹

議案第30号小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、国際航海船舶並びにこれら船舶が停泊する港湾施設に対するテロ行為の防止を目的とした改正ソールス条約の発効に伴い、この条約の関連法案、国内法であります国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律が本年7月1日から施行され、全国の重要港湾におきまして外航船舶が停泊する岸壁等のふ頭施設及びその前面の泊地などの水域に制限区域を設定し、人や船舶が正当な理由なくこの区域に進入することを制限することとしております。このうち、水域の制限区域については、水面上にその境界や範囲を表示することが難しいことから、各港湾管理者が制限区域の範囲を告示

等により広く周知を図るとともに、停泊している外航船舶の保安を確保するため、水域の制限区域への立入り制限を条例により規定するよう国からの指導があり、これを受けて所要の条例改正を行うものでございます。主たる改正の内容につきましては、小樽市港湾施設管理使用条例第9条の見出しを禁止行為に改めますとともに、制限区域として市長が設定し、告示した水域に許可なく立ち入ることを禁止行為としてつけ加えるものでございます。

委員長

「議案第31号について」

(港湾)港湾振興室小林主幹

議案第31号小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例、いわゆる分区条例の一部を改正する条例案について、説明申し上げます。

小樽港の分区につきましては、平成8年9月に制定されて以来、これまで一度も見直しを行っていないことから、この間の港湾を取り巻く環境の変化に対応するとともに、今後の小樽港並びに本市の発展方向を見据え、臨港地区内の土地の有効活用を促進するため、一部見直しの検討を行ってまいりました。分区見直し案につきましては、本常任委員会において説明し、議論いただきますとともに、関係地権者並びに港湾関係業界等からの意見もお伺いし、その後小樽市地方港湾審議会への諮問、答申を経て、最終的に資料2の図面にお示しいたしましたからこの地区について、これまで説明してまいりましたとおり、見直しを行うことといたしました。この見直しに伴い、分区における構築物の規制が一部変更されることとなるため、今定例会において所要の条例改正を行うものであります。具体的な改正内容につきましては、小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の別表第1号に掲げる商港区において、現行条例では建設することが認められていない飲食店並びに物品販売業の用に供する店舗等について、市長が指定する区域に限り建設を容認する形に改正するものであります。

委員長

「議案第34号、第35号について」

(港湾)港湾振興室小林主幹

議案第34号につきましては、平成14年5月から小樽開発建設部が臨港道路小樽港縦貫線の改良工事に伴い施工しておりました小樽市築港並びに船浜町地先における公有水面埋立事業が平成16年6月にしゅん工し、同月埋立免許権者であります小樽市並びに北海道にしゅん工通知がありました。この埋立事業により、小樽市築港地先において74.37平方メートル、船浜町地先において3,407.71平方メートル、合わせて3,482.08平方メートルが新たな土地として生じたので、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、新たに生じた土地の確認をしていただくため、議案を提出するものでございます。

次に、議案第35号町の区域の変更についてでございますが、議案第34号で説明いたしました埋立事業により新たに生じた土地3,482.08平方メートルにつきましては、74.37平方メートルが築港に、また3,407.71平方メートルが船浜町に編入されることとなり、このことに伴い、それぞれの町の区域が変更となりますことから、地方自治法第260条の規定に基づき、議案を提出するものでございます。

委員長

これより、質疑に入ります。

なお、質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブの順といたします。

共産党。

古沢委員

報告と付託案件について説明をいただきましたが、1点だけ報告の石狩湾新港管理組合の職員給与に関する条例の一部改正についてですが、同意していきたいということも触れておりましたけれども、単純に同意できるかどうか

か、ちょっと疑問が残りますので、その点だけは触れておきたいと思います。

では、質問に入ります。

台風18号によるビニールハウス被害について

台風被害に関連してですが、報告いただいたように大変な被害でした。中でも農業被害が被害金額でも相当大きい、被害農家実数でも大変な状況です。1点だけお伺いしたいのですが、小樽市内の農業はハウス農家が主体です。被害の実態を私も歩いて確認させていただきましたけれども、各戸でハウスのビニールが強風で飛ばされる、ハウスのパイプそのものが根こそぎ曲がったりして使い物にならないと、そういう状況があちらこちらで出ておりました。今、応急対策をとっているようですが、ハウスの廃棄せざるをえなくなったビニールの処分、これについてですが、現在どのように進められているかお知らせください。

(経済)農政課長

ただいまご質問がありました農家のビニールハウスのビニールでございますけれども、これにつきましては、現在のところ作業を進めている農家は多くございません。これにつきましては、農家の敷地の中に一時保管という形で、そういう状態でございます。

古沢委員

それがどのように処理されるのですか。

(経済)農政課長

このビニールにつきましては、産業廃棄物の一種になりまして、廃プラスチックの適正処理が必要になってございますので、これにつきましては農協の方で一括集めまして、仁木にございませりサイクル施設、そちらの方に搬入して処理することとなっております。

古沢委員

全部教えてほしいのですけれども、その費用負担はどうなりますか。

(経済)農政課長

今年度につきましては、その費用の負担は運搬費用、それからその環境等の費用がかかるところでございますけれども、これにつきましては農協の方で3分の1負担、農業者が3分の2負担となっております。

古沢委員

ハウス用のビニールですから、5年も10年ももつわけではないです。毎年度、平均的にでいいですから、どのぐらいそうした手順で処理されているのか。それと今回の台風被害で、通年とは違って被害が膨れ上がっていますから、おおよその程度になりそうかというのはつかんでおられますか。

(経済)農政課長

通常でありますと、そのビニールは2年ほど使用できます。ですから、2年に一遍張り替えることとなりますけれども、昨年で申し上げますと農業用ビニール、それから農業用ポリ、2種類あるのですけれども、その2種類で28トンございます。今回の被害につきまして、農協の方に確認しましたところ、倍まではいかないけれども、50トンぐらいは出るのではないかと、憶測ですけれども、そのような数字をいただいております。

それから、昨年の処理費用でございますけれども、トータルで74万円ほどかかっております。それが50トンになるものですから、それぞれだいたい1.6倍ぐらいの費用負担が増えるのかなというふうに考えてございます。

古沢委員

100万円以上にはなるのですよね。そして、3分の2が農家負担ですから。環境部に聞きましたら、こうしたビニール類も運び込んでもらえれば、寅吉沢で無料で埋めるというのです。言ってみれば、台風被害の緊急対応でこういう災害に遭われた方々に対する行政側の対応の一つですね。ですから、農家の方が寅吉沢に運べば無料で受け入れるということもありえるわけです。しかし、今進めているのは、それぞれ各農家で集めて、農協で集約をして、

そして仁木に運びましょうと。そうすると費用の3分の2は農家の皆さんの負担ですよというやり方ですから、これは台風の後処理、応急対策としては他の取扱いと比べてみて、妥当だと思いますか。

(経済)農政課長

先ほども答えさせていただきましたけれども、農業用ビニールにつきましても、産業廃棄物ということでございますので、確かに環境部の方で持込みあるいはごみの集積場所に出しておくとも無料で収集するということになってございますけれども、この産業廃棄物のビニールを単に埋立処理していいのかということもございまして、内部で協議したこともあるのですけれども、やはりこういうものについてはきちんと処理すべきではないかということで考えております。

古沢委員

部長にお尋ねしますが、仁木に持っていったらいけないという話をしているわけではないのです。処理の仕方としては間違っていないと思うのです。しかし、台風被害の応急対策とした場合に、仁木に持っていくけれども、行政側としての対応の仕方というのはあるのではないですかということをお尋ねしているのです。いかがですか。

経済部長

農政課から話を聞いていまして、一つは通常であれば当然リサイクルということが義務づけられている中でやっけていて、また、リサイクルするのに費用がかかるというちょっと悩ましい問題も一つある。それともう一つは、今回特に台風の被害ということですから、数量的には台風の分が幾らかというのはわからないのですけれども、問題は臨時的に環境部が寅吉沢で受けるというのは、それはまさに緊急避難的にやっているという一つの考え方です。しかし、我々としてはできる限りリサイクルをする。相当量のビニールですから、できればリサイクルをしていきたいという話の中で、今、農協なり、農家と話をしている。それで、費用負担の問題が悩ましくなるのですが、その部分については、直接私どもがそこに金額を投入するということは、今すぐできる話ではありませんけれども、今、農協の方も含めて緊急の協議会みたいなものをつくって、我々も協議をしておりますので、必ずしもその金額になるかどうかは別にして、現在のその被害に対する市としてやりきれない範囲の支援なり助成というものも協議をしておりますので、トータルでその中で話し合いをしていこうかというふうに、今、内部では協議をしております。

古沢委員

農業被害、農家被害の実態に即すれば、他の環境部が対応しているような回収の扱いと横並びのといいますが、同じような対応をぜひ検討していただきたいと、そのことを強くお願いしておきたいと思います。部長の答弁もそういう方向で検討するというのでいただきましたので、ぜひそれをさらに進めていただきたいと要望しておきたいと思います。

外国人の研修実習制度について

次に、室蘭市で中国人研修生、実習生の問題が起きました。大変な状況をですね、我が党の室蘭市議団の調査の結果も聞かせてもらいましたし、室蘭市の議会の中で議論している会議録なども見させていただきました。例えば、労働実態は、今年に入ってから状況をわかりやすくいいますと、1月は三が日以外休みがないそうです。2月は休みが1日もなし、3月は21日に1日間だけ休みがあったと。つまり、1月から3月までの状況では、80日間以上にわたって、正月の三が日以外はずか1日の休みしかないという労働実態です。賃金が実習生の場合は労働扱いですから、研修費とは別に賃金として支給されますから。研修生の場合でも同じだと思うのですが、いわゆる頭はねされて、極めて劣悪な賃金状況と。言ってみれば、戦前のタコ労働、強制労働と同じような状況になっていたということが、室蘭の場合わかりました。深夜勤務2時、3時というのは普通だったようですから、疲れきって朝寝ていますと、時間になるとドアチェーンをカッターで切って、起こしてまた仕事につけるなんていう状況もあったようです。この室蘭のルックランという会社では、けっきょくこれが明るみに出て、賃金の未払もあって、そして

会社側に責任を求めたのですが、会社は全員解雇、工場閉鎖という強硬手段に打って出たと。室蘭市はこれに対応して、差し当たっての生活権を守るために、聞きますと、とりあえず緊急避難的に1日当たり1,200円といたしましたか。生活保護に準じてと言いつつ、そういう状況で一部生活費を援助をするということやら、そういう状況ですから、中国との連絡を取り合うために、研修生、実習生にプリペイド方式というのですか、カード方式の携帯電話がありますね、ああいうものも貸与するだとか、そういうような扱いを今懸命にやっているようです。

それで、お伺いしますが、こうした中国人に限りませんけれども、外国人の研修実習制度、この事業と小樽市が具体的にはどうかかわり方を持つのかということと、その窓口、所管はどこになるのか、教えてください。

(経済)商業労政課長

中国人研修、外国人の研修の市とのかかわり合いということなのですが、外国人の受入れ団体が外国人を受け入れて職業研修をする場合、受入先の公共施設を利用するとともに、出入国管理及び難民認定法などで定められているという形になっているのです。ということは、受入先の公共施設を利用することが法で定められており、中国人研修の場合、小樽市事業内職業訓練センターでだいたい10日間ほど研修を受けているという、そういった実態があります。それで、どこが研修制度の把握等を行っているかということなのですが、この受入れにつきましては、北海道又は財団法人国際研修協力機構(JITCO)というところがそういった窓口になっているというふうに聞いております。

古沢委員

行政として対応するところはどこなのですか。

(経済)商業労政課長

行政として対応するということは、北海道になろうかと思えます。外国人の技能実習制度につきまして、この雑誌を見ますと、北海道の商工労働観光部職業能力開発課までお問い合わせくださいという、そういった形になっております。そのほかに、先ほど申し上げました財団法人国際研修協力機構、北海道でいえば札幌駐在事務所が対応していると、そういうことになろうかと思えます。

古沢委員

室蘭で起きた例は、財団法人国際研修協力機構が、国レベルでいえば、この事業の大元の受皿になるのだと思うのですが、この協力機構というのは、法務省、外務省、通産省、現在の経済産業省、厚生労働省、国土交通省、この五つの省庁が共同して平成3年に設立した財団法人です。これまでの経緯の中でいえば、いろいろ問題あり、わけありの事業ではあったのですが、こうした国が立ち上げた事業でありながら、例えば小樽にいる研修生、実習生から仕事の実態だとかもろもろを相談されたときに、どこに行ってごらんとかというふうに説明してあげる場所として、小樽ではどこになるのですか。

(経済)商業労政課長

実際に、実態ではまだそういった相談という状況にはなっておりません。そこで、仮に市に対してそういった要請があれば、私どもの方でお話をお聞きするという形になろうかと思えますけれども、私どもといたしましては、北海道並びに先ほど申し上げました国際研修協力機構と協議しながら、今後、実態把握に努めてまいりたいと、そういったスタンスで対応したいというふうに考えてございます。

古沢委員

とりあえず、現在、小樽市内における研修、実習生の実情について、ご承知の範囲でお知らせください。

(経済)商業労政課長

私どもといたしましては、先ほど申し上げました研修で小樽市事業内職業訓練センターを利用しているという、そういった状況の下、受入れ団体として、15年度、16年度、3団体ほどございました。それで、現在研修先の企業につきましては4企業、それで31名の中国人が、研修生が23名、研修を終えて2か年間実習ということでの形に

なっておりますけれども、実習生が8名、合計31名が今現在研修をしているというふうに把握しております。

古沢委員

それは、今、課長がおっしゃられたように、職業訓練センターを使うということで、課長のところで承知している研修生、実習生ですよ。特に研修生についていえば、労働法等の適用外ですから、当然のように残業だとか休日作業だとか、こういったことはさせてはいけないということになっていますし、それからきちんと計画どおりの研修がされているのかどうか、もちろん研修手当等の支払がきちんとされているのかというようなことを把握していなかったところに、室蘭では深刻な事態が起きていたということだと思っております。研修期間1年間で過ぎて、2年目から2年間延長で、今度、技能実習期間に入ります。これは国内法でいえば、労働法等や、それから社会保険関係、こういったものが当然適用になる期間ですから、そうしますと、小樽市も答弁いただいた課長のところだけが窓口ではなくなったりするわけです、それぞれ。ですから、そういったものが実態としてどうなっているかということもきちんと把握できるようなしくみといたしますか、そういったことがやっぱり必要になってきたのではないだろうか。国際貢献の一環としてと言っているのですが、実態はとんでもない話になっているという、そういう事例ですから、ぜひこれはきちんと取り組んでいただきたいと思っております。何か具体的に出てきてからでは遅いですから、よろしくお願ひしたいと思っております。

議案第30号について

次、議案に関連して第30号の関係です。ソーラス条約の関係ですが、先ほど一部改正の説明がされました。そこで市長が設定すると言われた水域、もう少しわかりやすく言ってくれませんか。水域といっても、果てしなく水域ですか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

ここで言うております水域の制限区域につきましては、陸域のふ頭の制限区域の岸壁から約50メートルないし60メートルの範囲を水域の制限施設として設定し、告示をしたいというふうに考えております。

古沢委員

さてそこで、先ほどは注意深く聞いていればわかりそうだったのですが、この立入り禁止というのは365日ですか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

まだこの取扱いについては、正式に決めてございませんけれども、基本的には外航船舶が停泊しているときに限り、この立入り制限が加えられるというふうに考えてございます。

古沢委員

そこで伺いますが、外航船の入港状況について、できれば直近15年でおわかりであれば、なお500トン超についてお知らせください。

(港湾)港湾整備室工藤主幹

平成15年の外航船の入港船舶の総数でございますが、1,136隻で、そのうち主な国籍につきましては、ロシアが698隻、カンボジア182隻、パナマ船が88隻となっております。

(港湾)港湾振興室小林主幹

港湾統計上、外航船舶の入港隻数は今申し上げたとおり1,136隻で、500トン以上のものに限定いたしますと、669隻でございます。

古沢委員

それでお答えいただいたように、そのうちロシア船籍が60パーセント強、カンボジア船籍が16パーセントぐらい、カンボジア船籍といっても実態はロシア船でしょうから、大方はロシア船というふうになります。そこで、道内の重要港湾12港のうち、ロシア船の入港状況について上位5港、港湾名と隻数、船の数、おわかりだったらお知らせ

ください。

(港湾)港湾整備室工藤主幹

道内重要港湾におけるロシア船籍の入港隻数につきましては、平成15年で第1位が稚内2,291隻、2位が根室1,132隻、3位が小樽698隻、4位が紋別549隻、5位が網走283隻となっております。

古沢委員

あわせて禁止水域になる各ふ頭ごと、つまり第3号、港町、中央、勝納、これらの外航船の入港状況はどういうふうになっていますか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

各ふ頭の平成15年中の利用状況ということで答えさせていただきますけれども、要は平成15年中の各ふ頭に船が停泊している年間の回数でございますけれども、第3号ふ頭につきましては、外航船だけでございますけれども年間815隻、それから港町ふ頭につきましては427隻、それから中央ふ頭につきましては782隻、それから勝納ふ頭につきましては532隻というふうになっています。

古沢委員

これに停泊期間というのですか、そういうふうになれば、利用状況はなかなか大変かなとは思いますが、水域の場合は、答弁いただいたように、外航船入港時の規制で考えると。ところが、問題はおかです。それぞれの岸壁、ふ頭について、これは365日立入り禁止というふうになるわけですが、この違い、理由は何ですか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

本来ソーラス条約の保安対策自体、テロ対策でございまして、実際船が着いていない場合は、今、小樽港の場合は、ソーラスのゲートを閉鎖して、だれも立ち入れないようにしていると。実際、テロ自体の可能性というのは、非常に少ないと思っておりますけれども、水域につきましても、同じようにある程度制限区域を設けて、水域の場合はなかなか立札、看板を立てて警告をすとか、そういうことができないものですから、今後、条例でこういう形で、そういうことをしてはならないというふうに周知を図るわけでございますけれども、実態としては、実際に岸壁に船が着いていない、それから岸壁側から人も立ち入ることができない。そのときに船に対する危害の防止というのが本来の目的でございますので、実際そういう目的で入る船舶によってそこに進入するということは、通常はありえないというふうに考えてございますので、その意味で、通常は船が着いていないときは、特に監視だとか制限を加える必要はないだろうというふうに、今考えているところです。

古沢委員

先ほど、私、ふ頭ごとの利用数を聞いたときに、これは考えてみたら利用だから、1日当たりの延べでカウントしたものです。さらに広げる必要はないのであって、訂正しておきます。

そこで伺いますが、先ほど道内の港の状況も聞きましたが、道内の重立った港でどのような立入り規制を行っているのか、おわかりの範囲でお知らせください。

(港湾)港湾振興室小林主幹

私どもも報道とかの範囲でしか承知していない部分もございますけれども、道内重要港湾12港でソーラスの対応をさせていただきますけれども、そのうち5港におきましては、基本的に外航船が入っていない、荷役が行われていない部分につきましては、一般市民にソーラスのゲートを開放しているということもございます。その他7港につきましては、全面的にシャットアウトというふうに聞いてございます。

古沢委員

5港はどこですか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

5港につきましては、函館、稚内、釧路、網走、紋別の各港でございます。

古沢委員

それで、ロシア船の入港状況が断トツで多いのが稚内です。それから、ほぼ小樽と匹敵するのが紋別です。港の規模からいえば、紋別の方は頻度といいますか、そういうのはもっと密度が濃いのだと思いますけれども、そのほか函館、釧路、網走、要するに先ほどの説明で言えば、水域の規制と同じように、おかについても外航船が着かないときについては、一般市民の自由往来といいますか、そういう管理にしているわけですね。ぜひ、小樽港もせめてとといいますか、いわば市民の財産としての港ですから、市民に開放できるという方向で検討できないのですか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

ソーラス条約の基本、今回の改正の基本的な趣旨、これからしますと、テロ対策、テロ行為の未然防止でございますので、船が停泊しているしていないにかかわらず、不要な方々の区域への立入りはさせないというのが基本であるとは思っております。国についても、そのような指導を各港湾に対してしておるところでございます。

特に、そのほかの小樽港の特殊事情といたしまして、まず先ほど入港利用状況を説明しましたけれども、まずソーラスの各ふ頭に必ず1日に1隻以上は外航船が着いているという状況がございます。それで、これ、開放している港につきましても、外航船が着いているときにはシャットアウトでございますので、それと同じような状況を見ると、なかなか開放できるような、まず利用状況からしてそういう状況にないというのが一つございます。

それと、ソーラスにつきましても、基本的にはテロ対策でございますけれども、小樽港の場合はご承知のとおり、ロシア船絡みの盗難車の密輸であるとか、何回か摘発されたこともございますけれども、テロ対策だけではなくて、そういう港を舞台にした犯罪防止対策ということもちょっと念頭に置いて、我々は考えてございまして、そのためにも厳密な管理が必要であるというふうに考えてございます。その他、港を監視なしに開放することによって、例えば中古車業者の方々が不法に車を持ってきて、タイヤを持ってきたりして、それが不法投棄につながるということも以前多く見受けられたこともございまして、このような状況をいろいろ考えてみますと、現時点ではなかなか小樽港においては、他港のように一般に開放するという状況には、現段階ではないように考えてございます。そのような状況がまた違うような形で解消された場合には、考えられる場合も出てくるのではないかなというふうに考えてございますけれども。

古沢委員

何度も言いますが、例えば巷間話題にされるロシア船ですが、稚内は入っているのが小樽の7倍です。その稚内が何とか頑張っていて、市民に開放できる日は開放しようという管理方式をとっている。これはソーラス条約やそれに基づいた国内法からいえば、やってはいけないことを港の管理として、港湾管理者としてやっている港になってしまうというわけではないのでしょうか、函館にしたって、釧路にしたって、網走にしたって。問題は、市民の財産である港をどうやって市民に可能な限り開放できるかという、そういう立場に立つかどうかですから、ぜひこれは私以外にも質問したくて手ぐすね引いている人がいると思いますから、私はそういう提案です。

ちなみに、例えば全国でいえば、あの大きな北九州港だって、公共ふ頭の一部については、外航船が着いているとき以外は市民に開放する、ゲートをあけて出入りができるというような扱いにしているとか、そういった港は幾つもあるわけです。ですから、そういったことを参考にして、ぜひ、そういう方向で検討に着手いただきたいと思うのですが、いかがですか。

港湾部長

まず、主幹の方からいろいろ説明申し上げたおさらい的になりますけれども、私どもがこのソーラス条約というものに対しての対応については、各港でいろいろな判断をされていると。開発建設部、国土交通省の方でも管理者の範ちゅうの中で判断をしてもらうということで、一定の取決めはしていないという見解を出しているようなのですけれども。問題は、今、主幹も申し上げたように、ソーラス条約で一定の規制をかけるということのほか、内閣官房の方で水際対策危機管理体制という、別の一つのしくみがつくられているわけなのです。それで、小樽港の

場合は、この危機管理官というのが小樽港長の海上保安本部長なのです。私とその下の小樽港保安委員会の委員長といいまして、港湾管理者がやって、そして日常的な不審なものについては、きちんと管理をなさいという、そしていろいろな犯罪を未然に水際で防ぐという、こういう二面性を持った体制が同時に今進んできているわけなのです。

したがって、小樽港の場合は、ソーラスの中での判断であれば、船が入っていなければ、そこそこ開放してもいいのでしょうかけれども、その水際の問題になると、そういった危機管理体制等の枠組みの中で、先ほど古沢委員もおっしゃったように、ソーラスであれば500トン以上で対応すればいいのだけれども、全部網の中に入れろという、こういうまず指導が一つあると。それと加えて、我々とすれば船が入っていない状況であっても、稚内とか、紋別とか、網走に比較して、小樽港は圧倒的に中古車の積出しをしていくというロシアとの関係では、北海道一なわけなのです。したがって、一般市民が開放して入ってくるのと同時に、そういった買いつけブローカーといますか、そういうのが水際のところまで車両をどんどん入れておいてしまう、そして船が来るまで待っているという、こういう状況が今まで散見されたわけです。しかしながら、ソーラスで一定程度税関のチェックをクリアしないものは入れないという状況をつくり出したものですから、今現在、ふ頭地区の網の中に税関の許可をとらない車が、いわゆるバーゲンセールのように並んでいるような状況というのは見受けられないわけなのです。

したがって、我々としては、これから手宮の岸壁についてもソーラスは入れるけれども、あそこはそういった積出しとの関係からいくと、そういうものはできないだろうという判断で、ソーラスの制限区域を設けますけれども、市民に開放して、チカとかサバとか釣る場所ですから、そういった対応は前向きに考えていこうと。もう少し、会計検査院との関係も含めて、1年間こういう体制でやらせてもらった中で、現場的にどう具体的に開放が可能なのか、これはじゅうぶん我々部内でもそういった範囲の中で少し考えてみようかというようなことも考えていますので、ただ港湾部の現状の事情だけのご理解をいただいて、これからの対応を注目していただければというふうに思っております。

古沢委員

私自身でいえば、年間に何度港に行ってふ頭に立つかなんていうことを考えてみれば、そんなに頻繁に行くわけではないです。けれども、港に行ったらフェンスがあって入れないぞという、そのストレスたるやすごいですね。市民の側にとってみれば、港というのは先ほど言ったではないですか、説明したときに。ここで何と言いましたか。親水性をできる限り保持しておっしゃったではないですか。何もできる限り保持しようとしていないのです。だから、そういった点では、できる限り保持するというを具体化する方向で検討してほしいと、そういうことは強く要望しておきたいと思うのです。

例えば、ふ頭の利用の仕方だって、今言ったようにそういう中古車の問題だって、1番バースが今度新たにソーラス対応の岸壁になるのだけれども、そういった活用の仕方があるでしょう。ロシア船が入ったから、全部ばらして入れるわけではないという、そういう管理の仕方をすれば、例えば第3号ふ頭をできるだけあけるようにとりあえずチャレンジしてみようかとか、いろいろな方法というのはやる気になれば道は開けてくると思うので、ぜひ頑張っていたきたい。

今の件は、水域規制については私どもは反対はしません。おかの問題で提案しているのです。水域と同じように、あけれるときはあけようではないかということです。

議案第31号関係について

それから、議案第31号についてですが、これも方向としては2定、それから港湾の審議会等を通じて私どもは反対という方向で議論してきたわけではありませんから。ただ、心配なことがここに来て浮かび上がってきたものですから、今日提出させていただいた資料との関係もあって、幾つか整理する意味で伺っておきたいと思うのです。

つまり今度の提案された一部改正は、これまで禁止構築物であったものを、この規制を緩和するというものだと

思うのですが、念のため、現行の分区条例の下で漁港区、マリーナ港区、修景厚生港区、これらについて飲食店等の規制はどのようになっておりますか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

漁港区、マリーナ港区、修景厚生港区につきましては、その港区を利用する方々のための飲食店、物品の販売店につきましては、容認される形となっております。

古沢委員

大きさは。

(港湾)港湾振興室小林主幹

大きさは500平方メートル未満というふうになっております。

古沢委員

つまり、今おっしゃられたように飲食店等は可なのですが、しかし市長が指定する規模未満という、いわば別段の規制が働いている港区なのです。今度の改正では、わかりやすく言えば、合同庁舎周辺、北荷の跡地周辺、それから運河の北端部、これらが該当するのですが、500平方メートル超となる地域はどこになりますか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

まだその区域については、正式には告示してございませんけれども、これまでの説明どおり、その運河の合同庁舎を含む一角、それから図面でいきますと 番、 番の地区につきましては、そういう規制を今回加えないという形にしております。

古沢委員

つまり、これまでの分区条例でいえば、飲食店等を可能としている港区においても、別段規制といたしますか、市長が指定する規模未満というふうに枠がかかっていたのですが、つまり500平方メートル未満ですが、これを特に今おっしゃられた地区について外した理由は何ですか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

今回の見直しで特例執行する部分につきましては、特に固有名詞で申しますと、北海道石炭荷役の土地、これが市内でも数少ない平たんな大規模な更地となっております。そういうところで、この土地の大きな面積のメリットを生かした土地利用もある程度想定しながら、小さく使うのであれば小さく使う、大きい計画をやりたいということであれば、そのような形でいろいろな形に対応できるようなものを、この土地を緩和していきたいということで、今回その面積要件を外したというふうなことでございます。

古沢委員

新港地域の場合は、経済常任委員会で議論すべき範囲ではありませんから、別な機会に譲るのですが、新港地域では500平方メートル未満、市長の規制を働かせるというふうに知らされていますよね。それとを考えてみても整合性がないのではないかというのが、まず第一の疑問、いかがですか。

(港湾)港湾振興室長

新港地域の話につきましては、私どもも都市計画の変更の中で言われますけれども、新港地域も大画地という一つの大きな土地で動いています。そういった中では、準工にして歯止めをかけないということになりますと、極端にいいますと何でも建つといった中で、人が住める土地、それから人が住めない土地、その辺の区分けはしていかなければならないというふうに私どもは認識しています。そういうことの違いということになりますと、今、主幹の方から説明しましたように、 については、大画地で地権者もそれなりに使っていきたいというような、当然そういうお話も北荷と過去からずっとしてまいりました。それから、 につきましても、いつ合同庁舎を建て替えるという確約はもらっていませんけれども、あそこも5,000平方メートルなり、6,000平方メートルという大きな大画地になります。それと縦貫線側の方の倉庫も相当大きなものがございまして、現在もったいないというか、駐車場

がわりに使われているとか、そういった今後街区として大きな土地利用が進んでいくという考え方の中で、市としても将来性を見据えて、そういった小さい規模だけで物事は考えられないというような判断で、これまでも説明してまいりました。

古沢委員

依然として、市長の二枚舌とは言わない、二枚腰という感じがしないわけではないのですが、二つ聞きます。今回の災害の関係でいろいろ走り回って、改めて地域防災計画に目を通したりなんかして、一つは地域防災計画の港湾等の防災計画の中で、第4節に重要警戒区域の設定というのがありまして、その2で大量危険物地区というのが示されています。これはどこになるのですか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

防災計画のこのエリアにつきましては、手宮1丁目の通称厩岸壁背後の石油貯蔵タンクなどのあるところと、色内3丁目の北浜岸壁背後の部分を指していると考えております。

古沢委員

ちょうど今回提案されている、の地域を厩と北浜が今サンドイッチで挟むようになるわけです。大量危険物地区です。この厩と北浜の地区で現状危険物等がどういうものが貯蔵されているのか、種類と量、おわかりであれば。

(港湾)港湾振興室小林主幹

石油貯蔵施設の内訳でございますけれども、主に石油製品でございますので、重油、灯油、軽油、それから一部食用のアルコールを貯蔵しているタンクもございます。量的なものについては、集計はしていないのでございますけれども。

古沢委員

防災計画に示されている数字は、だいたい現状と一致するというふうに考えていいのですかね。

(港湾)港湾振興室小林主幹

防災計画の資料2にございます企業別危険物貯蔵量、これは各屋外タンク、屋外貯蔵施設とかがございますけれども、それぞれの施設の容量といたしますか、収容能力というふうになってございます。

古沢委員

けっこうな量だと思っております。第2類、第3類と、石油、ガソリン、石油系だと思っておりますが、特に厩地域の方には、相当量が貯蔵される大量危険物地区になっています。一つはそういう地区にサンドイッチ状態に挟まれた3番、4番のエリアを今回は見直しをかけて、しかも場合によっては、大量の市民が集うことになる大型の施設がここに立ち上がるかもしれないというふうに考えた場合に、果たしてそういった問題も含めて歓迎できるのだろうかという疑問が一つ出ました。

もう一つです。お手元に差し上げている資料、これは北海道土木現業所が出しております土砂災害危険箇所図という、こういう大きなものから関係のところをコピーしたもので、事務局にお願いしたら、よりわかりやすくとして強調して、強く焼いたものですから、逆にちょっとわかりづらくなったのですけれども、この資料の408番と085番、ここはの地域に重なるのです。おおよそどの程度重なりますか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

図上で大まかにしかわかりませんが、その北海道石炭荷役、の部分の土地の面積が約2万3,000平方メートル程度でございますので、その1割程度かというふうにこの図面では見受けられますけれども。

古沢委員

見方によっては1割以上に見えたりするのです。ですから、そんなに狭い面積でない部分が土砂災害の危険地域、エリアなのです。ですから、大量危険物に挟まれて、しかも土砂災害の危険地域に一部このエリア自身がなると。

しかも、そんなに狭いエリアではないです。何千平方メートルというところが土砂災害の危険エリアになります。もう一つ、こういった点から考えても、ここに飲食店等の構築物建設規制緩和をとするとしても、大量に市民が集うような大型施設をこのエリアに持っていくということが、もし具体的に進行しているようだったら、これは一考を要すると。そういった点で問題提起をします。いかがですか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

今、ご指摘のございました危険物等貯蔵施設隣接地でのそういう大多数の方々が訪れるであろう施設の建設、それから土砂災害危険箇所も含まれた地域におけるそのような建物の建設について、支障があるかどうかということでございますけれども、危険物貯蔵施設の近隣への建築物の建築につきましては、この危険物施設の所有者サイド、設置者側の方に消防法に基づいたいろいろな安全対策をとるような義務づけがございまして、例えばタンクの容量に応じて、そのタンクから何メートル以上離して擁壁で囲むとか、そのような保安対策が義務づけられてございまして、特にこの近接地に逆に他の者が建物を建設することにつきましては、特に法的な制約はないというふうに認識してございます。

それから、この土砂災害危険箇所、恐らく急傾斜地の崩壊危険地区というものとダブっていると思うのですけれども、そういう地区に建物を建てる場合には、建築確認申請というものを建物を建てる場合に出しますけれども、事前に北海道知事の許可が要するというところでございます。小樽の場合は、土木現業所にその図面等を提出して、審査を受けて、その危険物等の対策の必要があれば、それなりの条件をつけた上で、通常は許可を受けられるという形になっているようでございます。そういった意味から、ここの場所に、そういういろいろな条件はございますけれども、建築物を建てることにつきましては、法的には支障はないというふうに考えてございます。

古沢委員

終わりますけれども、つまりこういった地域になるわけですから、例えばこの の地域、 の地域に、特定の企業であったり、特定の大型施設であったり、そういったものが既に想定されて今回提案されているのだとすれば、これは論外でありますけれども、規制緩和をすれば、ことさら大量の市民が集うような施設の場合は、この地域の場合はとうてい無関心ではられないわけです。ですから、500平方メートル超ということについては、別の機会に改めて検討を要するという点を指摘せざるをえないのですが、その点を指摘して、私の今日の質問は終わりいたします。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

井川委員

まず、港湾部の方に2点ばかり質問したいと思います。

サハリンプロジェクトについて

まず、1点目ですけれども、私は先月、生まれ故郷のサハリンの方に行ってまいりました。今、サハリンは、サハリン油田プロジェクトということで非常に活気がありました。それでどんどん塩ビ管だとか、あるいはそういう資材が積まれていて、これはどこから来ているものかと、すごい勢いで持って今開発されていますけれども、もし、この辺について小樽がかかわりがありましたら、たいへん難しい質問かもわかりませんが、わかる範囲でお答えいただければ。

(港湾)港湾振興室横山主幹

現在、ロシアのサハリン州におきましては、石油天然ガスの開発の計画が進んでおります。一つはサハリン1プロジェクトといいまして、これはアメリカのエクソン・モービル社のほか、日本では丸紅、伊藤忠などが参画しております。もう一つがサハリン2プロジェクトといいまして、これはロイヤル・ダッチ・シェル、それと日本では

三井・三菱商事が参画している、現在この二つの計画が石油、天然ガスの産出に向けて建設作業を進めております。

その中で、石油プロジェクトということで大きな計画のものの中で、世界的な視点から資材とかの供給の動きがございまして、私ども港湾部としまして、計画着手の前から三井、三菱、丸紅、伊藤忠などにポートセールスをしてまして情報収集した中で、現在このパイプラインの建設に直接かかわる工事というものは、日本の中で生産して日本の資材を持っていくというものが世界の競争力から金額的に高いという話の中で、韓国とか東南アジアを中心に集材が主に進んでいるという話の中で、なかなか小樽がこの計画にどうやって参入していくかということが見出せない状況でございました。

そういう中で、今後小樽市として、北海道レベルでどういうふうに入っていくかということも、我々も模索しておりますが、ある意味大きい工事が終わってしまえば、一つには毎年点検作業とかそういうものはかなりございます。そういう中での補強資材とか建設用資材の一部の輸出ルートに小樽を使っていたらいいとか、道路建設にかかわる中古資材・建設機材の使用につきましては、小樽港を使ってほしいとかということで、情報収集に努めて、お願いもしております。

井川委員

一番近くて遠い国という、そんな感じがするのですけれども、ぜひ小樽港を使っていたらいい、小樽港の活性化につなげていただきたいと、もうだめだと思いつつも、港湾部の方で一生懸命努力していただきたいと思います。

小樽 - ホルムスク間のフェリー航路について

次に、前の経済常任委員会のときはたいへん明るいニュースで、ホルムスクの定期航路が就航するというところで伺っていたのですけれども、現在の状況はどのようになっていますか。

(港湾) 港湾振興室横山主幹

日口フェリー航路につきましては、今年に入りましてロシア側の船社が新しい船を購入したということもあり、試験的に小樽からコルサコフ、さらにはルートを外れてしまいましたが、釜山経由の小樽 - コルサコフとか、そういうことで今試験的にやっている状態です。その半面、本来であれば定期航路というオンタイムで進めるべきものを、道順も寄港地もかってに変えられてしまったという不評が日本側の商社の方からもございますが、とりあえず今年1月から6月までの集計数字で見ますと、去年は4,605トンという数字に対しまして、今年7,576トン、65パーセント増という貨物量が小樽からサハリン州に輸出入両方で増加しているという状況でございます。

井川委員

ぜひ、定期的に入れていただければたいへんありがたいと思いますので、努力をしていただきたいと思います。

経済部所管の財政健全化について

次に、経済部の方にお尋ねいたします。

今議会で一般会計、特別会計など各会計の決算認定が議案として提案されておりましたが、市長が提案説明の中でも言っておりますとおり、本市の財政は非常に厳しいものだ。この議会でも各議員から財政健全化に関する質問が出されて議論してきたところであります。

そこで経済部にお尋ねいたしますが、これまで行政改革推進会議や財政健全化の検討会議などで多くの提案がなされ、実行に移されたもの、あるいは現在検討を進めているものなどたくさんあると思いますが、経済部の所管のものとしてはどのようなものがあるか、お尋ねいたします。

(経済) 商業労政課長

ご質問のありました行革推進会議、財政再建検討会議、政策検討会議、これらはいずれも本市の厳しい財政状況を克服するために設けられた組織となっております。これらの会議の中で、自然の村公社の経営改善、公設水産市場、青果卸売市場の民営化、また、鯉御殿の管理・運営の民営化、民間委託、それと市外に存する市有林の譲渡が、これらが経済部所管の案件として取り上げられておりました。

井川委員

今、具体的な案件が何件か挙げられましたが、実現にはなかなか難しいものがあると感じますが、実現の可能性についてはどうでしょうか。

経済部長

今、何点が課題としてこれまで検討してきたものを申し上げましたけれども、例えば鯉御殿なんかは、今年の春から水族館公社に指定管理者という形で委託させていただきました。残念ながら、この前壊れましたけれども、修復できれば、また水族館公社の方にこのままお願いするという形になれば、一つは実施済みというか、実現できたなというふうに思っております。それから、今あった中で自然の村、それから青果物市場や水産市場、これは極力管理経費節減に努めて厳しい経営状況の中で頑張っているのですけれども、言ってしまうと、それぞれの施設の民営化とかといっても、受皿の問題が出てきて、今それぞれやっています卸売会社にしても組合にしても、なかなか厳しい会社の体力ですから、簡単に受皿としていけるのかなという、そういう問題が残されていて、いましばらく検討に時間がかかるかなという感じはしております。

それで、最後に市有林の話がありました。これは、現在市外に市有林を1,200ヘクタールぐらい持っています。小樽市内にも500ヘクタールぐらい持っているのですけれども、これは、蘭越町と赤井川村と穂別町、ここに市有林を持っていて、私どもで一応管理をしているのですけれども、そういう意味では、ここの部分を自治体として所有していく、あるいは管理していく意味というの、かなり内部では議論をしています。市外に市有林を持っていく必要があるのかという意見も実はありまして、それぞれの所有した目的とか経過が違っているのですけれども、現在厳しい財政状況の中で、いろいろな土地や建物なんかの遊休資産を売買して何とかというふうにはやっていますので、我々としてもここの部分については、少し売却なんかも含めて検討して、内部的に少しやってみたいなど、そんなように考えてございます。

井川委員

今お話を聞いていると、鯉御殿は実施済みということなのですが、ほかの案件についてはいずれも実施がたいへん難しいのかなという気がいたします。経済部としても財政健全化のため、これらの案件の実現に向けていっそう努力をしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

鯉御殿の台風被害状況について

次に、今、部長もおっしゃっていましたが鯉御殿の件なのですけれども、市民の皆さんは非常に大きな関心を持っています。修理ができるのかということで、小樽市の経済も非常に厳しいということで、その辺を踏まえて、いろいろな保険を掛けているのかとか、そんな部分も市民の皆さんは心配しているので、その辺の経過を説明していただけたらよろしいのですが。

(経済)観光振興室観光事業課長

台風18号によりまして多大な被害を受けたと。一番被害状況がひどいのは屋根の部分です。正面を向いている方、それが全部飛びまして、300平方メートルぐらいなくなると。実際にもう中が見えているといいますか、雨が落ちる状態です。それで、日和山灯台側が残りましたのでよかったと思っていたのですけれども、業者に見ていただきましたら、風であおられてしまって浮き上がっている状態だということで、屋根の被害がすごいと。それから、9月8日の一番初めに飛んだのが、入口の玄関部分の戸だったらしいのです。その後には屋根が飛んで、それから今度は2階部分の海側に面した戸が飛んだみたいで、ガラスの破損も激しいと。

それで、過去、平成3年3月にもこういう強風がありまして、当時860万円ほど屋根の費用がかかっています。そのときには、調べましたら、保険もその当時掛けていました。保険対象外の経費がそのうち70万円ぐらいになりました。790万円の半分程度が保険で補てんされました。残りの半分が、当時道から文化財の修理補助ということを出しております。

それで、今回も早速、昭和35年5月31日に北海道有形文化財に第1号指定を受けていますので、教育部の生涯学習課を通じまして、何とか補助をお願いしたいということで、現在協議しているところなのですが、よく調べましたら、北海道の文化財保護条例というのはあるのですが、その中で予算の範囲以内で補助しますよと。そして、補助要綱があるのかどうか確認したのですが、補助要綱は基本的にはないということで、向こうから来た一つのフローの中には、市が所有する道の有形文化財の場合には、道が2分の1を持って市が2分の1持ちなさいというふうな、そういう形で生涯学習課から受けましたので、うちとしましては、全体にかかる費用から、保険を掛けておりますので、保険で約3割6分ぐらい補てんされると。残った6割4分について折半すればいいのかなと。2分の1補助が来て、うちは2分の1の持ち出しで、災害復旧事業ですので、災害復旧事業債ということで、当該年度災害は100パーセント起債充当ですので、そういう形でいけるのかなと思っていましたら、道としましては今予算の関係がありまして、国の重文で直すところもある、小樽市ではございませんけれども。その場合の4分の1の持ち出しとかいろいろございまして、今後この辺は詰めたいという話になっていまして、あさって、24日に教育部と私と一緒に北海道教育庁の文化課の方に行きまして、何とか補助金をお願いできないかということで、協議してまいりたいと思います。ただ、これについては、補助金がなくても修理していく方向で今検討しておりますので、その節はよろしくお願ひしたいと思います。

井川委員

どうか修復ではなくて、修理ができるという部分ですね。それで、安心をいたしました。それでもまた、それは起債といえば借金になっていくので、大変だと思うのです。やはり何といたっても、これは重要文化財になったのは何年で、どういう経緯か、話していただければ。

何年でどうするか、1号とか2号とかあるでしょう。それでいいです、時間がないですから。

(経済)観光振興室観光事業課長

明治30年に泊村に建てられました建物で、その後昭和32年に小樽ゆかりの北海道炭鉱汽船株式会社が創立70周年記念事業の一環として、現地で買い取っていただいた。500万円で買い取って現地に置いてあったのですが、これを翌年33年に小樽市が現地から今建っています場所、ここに移設をしたと。ちょうど道博が行われたものですから、小樽が海の会場として、一緒にそこであわせて移設したということで、その翌年の35年5月31日に北海道の有形文化財として、民間の建物としては初めての第1号文化財指定ということになっております。

井川委員

文化財指定第1号だということで、これはやはり大切にしていかなければならないと思っておりますので、その辺、ぜひ頑張ってください。

地域経済活性化会議について

次に、既存の産業活性化ワーキンググループというのが今ずいぶん出ていまして、いろいろとご苦労されて検討会議を開いておりますけれども、その中で香港マーケットリサーチ事業、これについて何回か議論をされているようですけれども、今までの経過についてちょっと。

(経済)産業振興課長

昨年6月に地域経済活性化会議が発足しまして、その後昨年9月に三つのワーキングができまして、その一つの既存産業活性化ワーキングが今の香港マーケットリサーチ事業ということで取り組んでいます。既存産業活性化ワーキングと申しますのは、今、東アジアを含めて観光客が外国から来られている中で、せっかく来られているのに既存産業の皆さんが、その中でいかに生かしてマーケットを、いわゆる販路開拓をするかですとか、そういう部分でかわりを持つにはどうしたらいいかということで、香港マーケットリサーチ事業を行うということで、今進められております。予定では、11月24日から30日まで、香港そごうで小樽の地場産品も持ちながらマーケットリサーチ事業を行うということで、現在進められております。

井川委員

小樽の地場産業ということで、だいたい経済波及効果をどのくらい見ておりますか。

(経済)産業振興課長

まだ波及がどれくらい進むかというのはわかりませんが、ただマーケットリサーチ事業ですので、小樽に来ていただく、又は来ていただくための予備軍の方がおりますので、その方々が小樽の地場産品ではどんなものを欲しているのか、また、実際に今後どんなものを求めるのかという部分も調査をするということで、今回はただマーケットリサーチを香港でやるだけではなくて、地場の製品も持っていきながら、また実演も行いながら、小樽ではこういう製品がありますよということで、行っていただく方としては12社の方々が今名乗りを上げていただいておりますので、まだどれだけの効果があるかというのは今後のことでありますけれども、実施に向けて今取り組んでいるところでございます。

井川委員

これは今、たまたま香港ですけれども、香港が成功したら、例えば韓国とかそういうこともありうるわけですか。

(経済)産業振興課長

今ワーキングの話の中では、まず香港でやってみましょうということですが、その中で台湾ではどうだろうかとか、台湾から来ているお客様も多いですし、また韓国から来ているお客様も多いですから、その部分では議論をされておりますけれども、とりあえずは今11月24日から30日までの香港マーケットリサーチ事業を成功させようということで、取り組んでいるところでございます。

井川委員

これに160万円ほどの予算がついておりました。それでその予算がたいへん厳しい財政の中から160万円、有効に使っていただきたいのですけれども、どのような使い道でしょうか。

(経済)産業振興課長

今、香港マーケットリサーチ事業としましては、第1回定例会のときに計上させていただきましたが、この中で160万円ということになっております。その内訳としましては、香港マーケットリサーチを行いますので、通訳の方の委託通訳料、また会場のスペースを確保するための会場費、それとそこの設営をするための費用などになっております。

井川委員

香港マーケットリサーチのことはよくわかりました。

それでもう一つ、人材ワーキンググループというものがございます。私、いろいろなワーキンググループの中で一番大事なグループではないかと思うのです。なぜかというと、ちょっとしたアイデア、ちょっとした考え、発想の転換とかいろいろなことを人間が考えることですから、そういうすばらしい人間、そういうアイデアマンが人材グループの中にいると、すべてのものがうまくいくのではないだろうか。今、小樽で何をやっても非常に沈滞化してうまくいっていない、本当に何を見ても暗いという部分が多い中で、これはどうしたらいいだろうかと考えたときに、何といっても人材グループの方々に大いに知恵を発揮したり、あるいは発想の転換をして、すばらしいアイデアを出してもらおうという、こういう大切な人材グループの方々、今ここに載っていらっしゃる人材グループの方がだめだということではないのですけれども、そういう人選について、もう少し市の方でも考えていただいて、商大の先生方ばかりがすばらしいわけでもない、何も東大出た人がすばらしいわけでもない、いろいろな分野から、広く若い方も含めて取り入れていただけないものかなと思いますけれども、その部分ではいかがでしょうか。

(経済)産業振興課長

地域経済活性化会議の中の人づくりワーキングなのですが、当初この内容については、観光機能を活用しての地域経済の活性化ということでの人づくりになっていますが、この中でも今まで起業家育成教育プログラムの在り方

をどうしたらいいかですとか、又は既存のセミナーがけっこういろいろなところで行われていますので、その部分を効率よくやった方がいいのではないかですとか、そういう部分を議論されてきました。その中でIT研修なり、今現在観光特使なりを行っていますけれども、これはワーキングの委員の皆さん、一生懸命今取り組んでいただいております。月に1回から2回ぐらいは議論していただいております。その中では、一生懸命ワーキンググループの方にやっていただいております。その中で、じゅうぶんではない専門的な部分もあるかと思っております。その部分については、それぞれの専門家をそのワーキングに招きまして事情を聞いているということで、対応をさせていただいておりますが、今、委員からお話がありましたので、その部分、ワーキングの中でも取り入れるところは取り入れながら進めさせていただきたいと考えております。

井川委員

たいへんご努力されているようですけれども、何といってもあれこれと全部しても、実現がなかなかうまくいかない部分がたくさんあると思うのです。それで、今回はこのテーマについて一つだけ何か光るもの、小樽としてこれだというぴかっと光るものが最近は全然ないようですから、人材の育成グループだとか、あるいはワーキンググループの人たちが、今回はこのテーマでひとつ頑張ろうと、あれこれ欲張らないで、そういう光るものを何とかぴかっと見出しただいて、小樽を活性化に導いてもらうような、そういう努力をしてほしいと思います。それは、もう経済部の手腕だと思うのです。ひとつよろしく願いいたします。

アネックス館について

それで、今まで何回も出たり入ったりということで、アネックス館がまた空き家になってしまいました。それで今、花園の銀座街のあそこが一番いい場所とは言えないのでしょうけれども、デパートがあって、グランドホテルがあったり、またアーケードにもかなりお金をかけているということで、私たちにしてみたら、あそこは一等地なのだろうとは思っているのですけれども、だんだんその一等地でなくなっているような状態になってきて、空き家が目立ってきております。幸い河村ふとん店のところに洋服屋が入ったりということで、その洋服屋もいつまでいるのかなど。ちょっと私もたまにのぞいてみても、人が入っていないということで、小樽は家賃が非常に高いのです。それで、業者の皆さん方にお聞きすると、札幌の方が安いと言うのです。札幌の狸小路も今がら空きなのです。実際に私も目で見てきましたけれども、シャッターが閉まっているところが非常に多いのです。これはこういう時世だから仕方がないのですけれども、特に小樽の一番いい目抜き通りのところのアネックス館を何とか使えるような、そういうアイデアを出し合って、何とか市の方で助言をして考えていることがございませんか。何かありましたら。

(経済)本間主幹

今、井川委員から質問がございました丸井横のアネックス館についてでございますが、ここは平成3年の稲一再開発によりまして建てられたビルなのですが、昨年5月に長谷川家具が退店した後、建物所有者であります小樽開発といたしましても、家賃収入が途絶えている状況でございます。昨年5月ですから、現在既に1年4か月、家賃収入が途絶えていて、一方サンモール一番街商店街のアーケードの負担だとか、そういった共益費的な負担は発生しているというような状況にありまして、今後このような状況が続くと、小樽開発としても非常に厳しい経営状況になるということが考えられます。ですから、まず第一と申しますか、最優先課題といたしましては、この1階から4階までであるこの空き店舗に何らかの形で商業者を誘致いたしまして、家賃収入を得ていくということになるわけですけれども、現在の小樽の経済情勢が厳しいと申しますか、その中で一つのテナントで1階から4階まで埋まるのが、一方でなかなか厳しい状況にあります。ですから、小樽開発といたしましては、何とかフロア別の賃貸というようなことも今後の検討課題としております。

今、委員から活用方法ということでお話がございましたが、実は昨年8月に国のタウンマネジャー制度というものがございまして、そのタウンマネジャーというのは、国の中小企業総合事業団に登録された専門家をそのサンモー

ル一番街商店街に派遣いたしまして、もちろん我々経済部の職員も同席する中で、その活用方法について、いろいろ検討協議を重ねた経緯がございます。その中でいろいろな方法が出たわけですが、一つといたしましては、10坪程度小間割りをして地産地消型の展開だとか、また、元気なお年寄りの方々が集まるコーナーだとか、そういった意見が出たわけですが、なにぶん先ほど話しましたとおり、家賃収入を得ていくというのがまず最優先課題となっている状況で、そのような案も出たわけですが、なかなか実現に向かわなかったというような状況でございます。

井川委員

なかなかいつまでもあいているということになると、家賃は一銭も入ってこないわけですから、こちら辺で思い切って発想の転換をしてみて、今、少子化で子どもがたいへん少ないですから、若者は相手にできないなということで、お年寄りをターゲットにすると。お年寄りというのはお金を持っていますから、今、福祉センターでも、例えば婦人センターでも非常に老朽化して、例えば隣と隣と手がくっつくような太極拳を、私も見てきましたけれども、福祉センターあたりでもそんな状況でやっているのです。ですから、お年寄りに1回入館したら300円取るのだよと、無料ではないよということで、すばらしい場所を提供してもらうわけですから、そういう部分でそういう考え方だとか、あるいは1階は地場でとれた自由市場で、百均もそばにありますけれども、もっと生きがよくて、小樽でないと食べられないようなものを例えば自由市場にして売るとか、そういう部分でいろいろな工夫をしなければいつまでたっても空き家で、今は本当にいろいろな部分で何ぼ家賃を半額にするといっても、ばく大な金額ですから、家賃が相当高いようですから、その部分でいつまでもずっとあけておくということは忍びないと私たちも思いますので、いろいろな発想の転換を考えてみて、それを市の方で少し指導をしていただいて、大家とかけ合って、いろいろな部分で人が集まるとものが売れるのです。お年寄りがどっどっああいうところに、100人も200人も来て、いろんな活動をする、周りの商店街も潤うわけですから、いろいろな部分で発想の転換をしてみて、努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 45 分

再開 午後 3 時 00 分

副委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。公明党。

斉藤（陽）委員

小樽 - 中国の経済交流について

代表質問で小樽と中国の定期コンテナ航路の運行状況ということでお伺いしましたけれども、それとの関連もありまして、小樽 - 中国の経済交流について、二、三伺いたいと思います。

まず、8月末の時点で前年同月比、輸出の方が72パーセント、輸入の方が56パーセントということで、なかなか順調に推移をしているという代表質問の答弁をいただいたのですが、8月末現在で3,919本で、約6割増しということですが、昨年の実績は6,566本ということで、今年は1万本は突破するというふうにお考えでしょうか。

（港湾）港湾振興室横山主幹

昨年は6,604本、実入りと空コンを入れてそうになってございます。代表質問の当時は8月末ということござい

ましたが、実入りが昨年4,296本、その数字に先週到達いたしました。4,300本。今年1万本を超えるかどうかということですが、現在の伸び率が約60パーセントでございますので、6,000本の60パーセントであれば、1万本いくかいかないかという状態ですので、超えるという答えも今できませんけれども、そういう状況です。

斉藤（陽）委員

いずれにしても、年々6割増しというのはなかなかの勢いですので、ぜひ超えてほしいというふうに思いますけれども、ただこれが16年、17年、順調にこの調子で5割、6割とずっといくかどうか、その基になる基盤といたしますか、産業的な裏づけといたしますか、そういった部分については、どのようにお考えでしょうか。

（港湾）港湾振興室横山主幹

一つには、一昨年にコンテナ航路がオープンいたしまして、道内の荷主の方々も様子見というものがございました。従前、苫小牧を使われていた荷主の方々、すぐには小樽港の利用という方向にならないと。小樽港の施設関係、荷役サービス、そういうものを見ながら利用していきたいという意向がございまして、その開設以来、スケジュールどおりに運行する、荷主の方にきちんと荷物をお届けするという着実なサービスが小樽港ではできているという認識がございまして、一つにはその辺、苫小牧で使っていた荷主の方々も利用していただいているように、戻ってきたというものがございます。

ただ、小樽のこの伸び率は全道的にも異常でございまして、道内のほかの港のコンテナの中国の伸び率は、おおむね平均12パーセントぐらいということございまして、また来年も小樽が50パーセント、60パーセント伸びるのかということ、それはけっこう苦しくなってくるのかなという気はします。ただ、今話をしている、従前から私も、小樽市長も言っていますが、その辺を視野に週2便体制になってくれば、またサービスの向上も期待でき、大きな伸び率も期待できるという予測は持っております。

斉藤（陽）委員

非常に定時性というか、きっちり荷物が届くということで安心感も出ているということですが、代表質問の答弁で秋サケの豊漁が予想されているということで冷凍電源設備30口増設、そういうことで設備の充実ということも大事だと思います。その水産物関係については、冷凍だとかということが必要なのですけれども、雑貨関係とか、そういったものもあるわけで、それに限らず、いろいろなそういう施設設備面でさらに必要なものの充実といったところは考えておりますか。

（港湾）港湾振興室横山主幹

このたびの冷凍電源の充実というものは、まさに貨物が増える予想の中で、当初予測していなかった以上に貨物が増えるということで、急ぎ増設させていただくということでお願いした経緯なのですが、現在のところ、通常のドライ貨物といたしますか、通常の貨物であれば、現在の施設でじゅうぶん足りていると。ただ、これから先はわかりませんが、これが年間1万本を大幅に超えるようなことになれば、さらにヤードが手狭になってくるとか、そういう問題は出てきますが、現在のところ、当面はこれ以上施設を建てるということは想定しておりません。

斉藤（陽）委員

そういうことで、定期コンテナについては非常に将来性というか、望みがあるわけですが、また、小樽港の貿易全体、これを見て中国の占めるウエート、その中で全体的にコンテナの比率、そういう見方をするとどうなりますでしょうか。

（港湾）港湾振興室横山主幹

トンベースでいきますが、2003年の小樽港を利用した中国との貿易貨物のトン数なのですが、輸出入を合わせまして、20万5,000トンございました。そのうち、8万4,000トンがコンテナ貨物でございます。ですから、トンベース的に見ますと、コンテナ貨物は41パーセントという数字になっております。

斉藤（陽）委員

中国との貿易というものがさらに進むべきというか、コンテナに限らず、それ以外のものも全体に伸びていってほしいわけですが、コンテナ以外で問題点といいますか、課題というか、そういったものは出ているでしょうか。

(港湾) 港湾振興室横山主幹

今、世界の物流というものは、従前ばら船、船をチャーターして持ってくるものをいかにコンテナ化して輸送コストを下げるかというのが、一つには荷主の方々の思っているところでございます。今、小樽に入っているコンテナ以外の貨物は、要するに大型船、チャーター船とか混載とかでばらで来る、ばら貨物といいますけれども、そういうような貨物です。できましたら、私もほかの港に入っているそういうばら貨物もコンテナ化して、ぜひ中国から小樽港を利用してくれというようなことも相談していますが、そういう輸送形態というものが、今後の一つの課題になってくる。北海道の貨物量自体が全体的にそう大きな伸びが出てこない中で、ばら貨物をコンテナ化にして小樽に持ってくるというのが、我々の一つの課題だと思っております。

斉藤(陽)委員

雑貨といいますか、小樽は確かにこれから、この後も伺いますけれども、観光という部分で非常に盛んなわけですが、観光土産品というのは、基本的に地場のものという感覚がありますけれども、現場のいわゆる土産物店で販売されている商品の中身というのは、相当に輸入のウエートというのは現実問題高いわけで、従来小樽の観光地で販売される土産物というのが、いろいろなルートがあるでしょうけれども、ほとんど苫小牧というラベルの張ったものが多かったわけですが、そういったものも今度は小樽に荷物が直接上がってくるというような、いわゆる生活雑貨含めての輸入といいますか、そういったものを促進するという考え方はどうでしょうか。

(港湾) 港湾振興室横山主幹

生活雑貨といいましても、いろいろそういうお土産品とか、通常皆さん使われている生活用品の中でも、数々中国産というものはあります。こういういすにしても机にしても、そういうものでも生産過程で人件費が安いという理由から、かなりのものが今中国でつくられております。そういう中で、我々も道内の業者回りをしながら、中国でこういう仕事があるよと、そういう品物であれば中国で安くできるよというような話の情報も、我々の知りえた中で教えて、中国と連携して輸入の促進につなげるとか、逆に北海道の水産加工品を、中国で合弁会社をつくって、向こうでつくるとか、そういう我々の知りえた情報を基に、意欲のある企業の方には、そういうご意見の窓口的な情報は教えております。そういう中で、輸入だけでなく、輸出の部分も含めまして、小樽経済を活性化させていきたい、その窓口の小樽港を使っていただけたらという考えの下で動いております。

斉藤(陽)委員

ぜひ、そういうあらゆる機会を使って、小樽港の利用を進めていっていただきたいと思います。

観光客の入り込み状況について

観光の方に話を持っていきたいと思いますけれども、今年はオリンピックということで、海外旅行に非常に関心が集まったということがございまして、そういったこともあって、小樽も含めて、北海道観光というものの全体がなかなか厳しいということも聞いているわけですが、今年の今までのところの入り込み状況というのは、総体的に見てどうなのでしょう。

(経済) 観光振興室企画宣伝課長

ただいまのご質問ですが、全道的に見ました場合に、8月までの来道者数という数字が出ていますけれども、対前年比、4月から8月までですが、マイナス3パーセントということで減っております。そして、小樽市内についても、主な観光施設あるいは宿泊施設等から聞いている範囲内では、昨年度に比べて若干減っているのではないかと状況になっています。

斉藤(陽)委員

その中で、今いろいろ伺った中国との経済交流ということもあるのですが、外国人の入り込み、これは去年あたりからの推移と申しますか、韓国、中国、台湾のお客様がどんどん増えていっているということは聞いているのですけれども、数字的にはどんなものでしょうか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

今ご指摘がありましたとおり、ここ数年、台湾、香港が特に急増しております。数字的に見ますと、うちの方で押さえている数字が宿泊客数並びに宿泊延べ数の把握になるのですが、宿泊延べ数で申しますと、平成15年度、台湾からが1万407名、香港が9,967名、外国人全体では2万5,499名でありまして、5年前の平成10年度に比べますと、台湾で39倍、香港で67倍、全体でも7倍となっております。

斉藤(陽)委員

そういう非常に活気があるというか、増えている状況にあるわけですが、外国人観光客の誘致策と申しますか、さらに増やしたいということで、いろいろなことが考えられていると思うのですが、例えば外国語で表示した案内板をつくるですとか、観光に従事している方に語学研修をやって、簡単な会話ができるようにしてもらうだとか、あるいはもっと本格的に通訳の確保だとか要請だとかという、より踏み込んだ内容までいろいろあると思うのですけれども、そういった誘致策についてはどうでしょうか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

誘致策ですが、直接的な面で申しますと誘致キャンペーン、それから逆に例えば昨年度、それから今年度もそうなのですが、運輸局の方でビジット・ジャパン・キャンペーンというのをやっています、こちらの方で外国人の旅行代理店を招へいする事業がございまして、これに参加するとか、それからまた、印刷物ということで、観光ポスターとかマップにも外国語版のものをつくっているとか、小樽市あるいは誘致協、それから小樽フィルムコミッションのホームページなどでも外国語版をつくっております。このほかにもロケーションライブラリーなどのCD-ROMでも外国語版を作成しておりますし、本定例会の補正予算で、観光ビデオ製作を提案していたわけなのですが、これについても外国語版を作成する予定であります。

斉藤(陽)委員

最後ですけれども、いろいろ今韓国のドラマと申しますか、「冬のソナタ」とかが話題になってまして、そういった監督も視察に来たりしているということで、今、フィルムコミッションというお話もあったのですが、こういう宣伝効果の非常に高い、そういった内容のキャンペーンと申しますか、より集客力の大きいイベントだとか、そういったものについてはどうでしょうか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

ただいまのご質問ですが、皆様、テレビでござんいただいたかと思いますが、ちょうど韓国の人気テレビドラマ「冬のソナタ」のユン・ソクホ監督が、7月下旬に北海道に視察にお見えになりました。その際に小樽にも足を伸ばしていただきまして、このときも小樽市内をご案内するとともに、例えばお見えになったのは夏だったわけなのですが、雪あかりの路とかのPRもさせていただきまして、ぜひ小樽でドラマを撮影してくださいというようなお願いもしております。そのほかにも、先月下旬に、やはり「冬のソナタ」に出ていましたパク・ヨンハさんというサンヒョク役で出ていた俳優がいるのですが、この方は歌手としても今すごく日本でも人気がありまして、ご本人の写真集の撮影にお見えになったのですけれども、その際にも韓国のいろいろな有名な歌手の方もこれまでもプロモーションビデオとかを撮っていますので、ぜひ小樽でプロモーションの、今はDVDになりますけれども、こういったのもぜひやってくださいというような形で、あらゆる機会をとらえて、海外の方にも小樽をPRしてもらおうべく、積極的に働きかけをしております。

副委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

駅前第3ビルについて

駅前の第3ビルなのですけれども、直接この委員会に関係がある部分ではないかも知れませんが、これは小樽の観光でいいますと、重要な縦軸の一番の駅前のメインの建物ですよね。ですから、我々興味を持たざるをえないわけなのですけれども、3回目の入札が8月4日に行われて、それで落ちなくて、不動産特売ということで1社それの手を挙げまして、853万3,000円のところで、50万円は入札に参加しておりますけれども、残金の振り込みが今日の今日になるわけです。残金が振り込まれば、当然所有者の移転が行われるわけで、その状況についてどういふふうになっているのかをご存じであれば、報告願いたいのですが。

経済部長

ご質問にありましたとおり、特別売却で購入になった方が本日までに残金を払い込むというふう聞いておりますけれども、払い込んだかどうかについて、確認はしておりません。たぶん担当部の方では聞いているのだと思うのですけれども、私の方には、連絡が入っておりません。

山口委員

何か私もちょっと聞きましたら、裁判所の方ではお知らせできないということで、結果を文書で当事者の方にお伝えするのだというふうになっていましたが、私も関係者にお聞きしましたら、確かに振り込まれて、所有権の移転も済んでいるそうです。ですから、これがどんな業者かということについては、いろいろうわさがありますけれども、どうも、これ、直接担当はまちづくり推進室ですよね。経済部の方はどういふふうにこの件に関して、いろいろ庁内の意見調整などをされていると思いますが、その辺の今日に至った経緯、たいへん我々心配しているわけです。要するに、健全な業者に落とされたのかということについて不安を持っているわけですが、こういういきさつになった経緯みたいなものについて、何か説明していただける部分をご存じであれば、お聞かせ願いたいのですが。

経済部長

皆さん、確認されているそうですから、たぶん払い込まれたのだらうと思うのですが、経緯といいますか、ご存じのとおり、国際ホテルは一昨年あいった形の中で、以前の所有者が小樽駅前ビル株式会社との関係で共益費の支払ができないという中で、やむなく電気をとめるとか、水道をとめるといような中で、実質的にあそこを出ていかざるをえないという形でずっと推移をしていました。その後、1億数千万円に及ぶ共益費ですから、駅前ビル株式会社としてはたいへん大きな金額です。いろいろなところに借金をしている、支払が滞っているわけですから、その部分では相手方と交渉してきましたけれども、結果的にRCCに債権が移行して、RCCもあいった形で競売をし、特別売却をしたと。金額はどんどん下がっていききましたけれども、1億数千万円というのは常につきながらきたと。今、所有権移転というお話がございましたけれども、所有権移転することと1億数千万円払うこととは、実は別のことになっています。つまり、1億数千万円をつけて買うわけではなくて、それはあくまでも駅前ビルと買った方のお話合いということになるのだらうと思います。ですから、これから非常に厳しい話になるだらうと。どんな相手が私もよく承知しておりませんが、私どもがあまり情報ないということですから、それほどホテル経営にノウハウが非常にあったり、力のあるところではないのかなという感じは若干しております。

問題は、駅前ビル株式会社とその会社の関係の共益費の問題が一つですけれども、我々経済部の立場からすると、あのビルそのものにほかに地権者の方がたくさんいるわけですから、その方たちのことがたいへん心配だなということで、これまでも去年、おとし含めてアドバイザーを入れたり、ご相談に乗ったり、何か方法ないのかなと。あるいは小さなイベントをやっていますけれども、そこに若干の補助金を出したりして、何とかつないできていますけれども、基本的にはあれだけ大きなキーテナントが抜けていると、いくら頑張っても、ましてやホテルに依存

した商店もけっこう多いのです。ホテルの客を当てにしているという、そういった非常に厳しい状況が続いていまして、私どもとしては何とか期待としては、今取得なさただろう方が早期にホテルをやっていただいて、一緒になって頑張ってくれればいいし、逆にそういう形がうまく続かないのであれば、そのテナントの皆さんと私どもと、また協議をしながら、商店街というレベルになりますけれども、サンビルプラザ商店街の皆さんと協議をしながら、何とか生き延びていくというのですか、つないでいくような方策も、相談に乗りながらやっていきたいというふうには思っております。

山口委員

この問題について、そう長々やる気はないのですけれども、いずれにしましても一般質問、去年でしたけれども、駅前第3ビルと第2ビルの連絡橋の問題についても、駅前の交差点のスクランブル化についても、私は提起をしまして、そういうことを含めて、あの地区を変えるのだという意思を行政が示した上で競売に臨むべきだと、そうすればそれなりの会社が落とす可能性も出てくるのではないかとということを申し上げたのですけれども、そういうことがなかなか聞き入れられなくて、後手後手に回って、最終的にどうも望ましくないところに落とされたような気がするわけです。

私は、この件に関してずっと質問を控えておりましたけれども、もう結果が出たわけですから、そういう意味でいうと、建設部だけで行われていたという印象が特に強いのですが、本当からいうと、これは全庁挙げて、非常に重要な地域ですから、もう少し綿密に戦略を練られて、ちゃんとしたところに入札でもされるように誘導するような策がなかったのかということについては、非常に残念だなと思います。現に3回目の入札のときには、3社ほど入札予定があるというふうに聞いていたこともございます。これはホテル2社と、一つは老人マンションだということでお聞きしておりましたけれども、その会社の方々が落とされなくて、全く予定外のところが落としたような経緯になっておりますので、これから大変だと思いますけれども、まして駅前ビル株式会社にしても、たいへん心配していらっしゃるわけです。これはもう全庁的な問題でもあるわけですから、もう少しきっちり庁内挙げて対策を練って、今後ともやっていただきたいと思いますので、この点は強く要請をしておきます。

観光客の動向について

観光の現状について、ちょっと私は心配していたのです。これは前回の代表質問でも話をさせていただきましたが、どうも今観光の様相が相当変わってきているのではないかとこのように思います。先ほど、入込みについては、これまで市内については上期の集計はされていると思いますが、道レベルでは3パーセントの減というふうになってはいますが、実際に私も市内の堺町通とか運河の浅草橋等、週に1度ほど見るわけですが、減っていますね。それから、聞こえるのはご忠告が多いわけです。どうも国内の観光客の方が相当減っているのではないかとこのように思います。それから堺町なんかで、北一さんの包装紙というか、紙袋をお持ちの方もどんどん減っているのではないかと。売上げの方も激減しているという話も聞いております。物販の方なんかにも、売行きが非常に悪くなっているというふうな話も聞いております。ある意味では、リピーターに支えられている観光が離れて、坂道を転がり落ちるような状況になっているのではないかと。確かに国内の観光客は沖縄の方に向けていて、北海道に対しては非常に落ち込んでいるというような話も聞いておりますが、ちょっと最近の落ち込み方はひどいのではないかとこのように思います。その辺の状況認識について、危機感等を話していただきたいと思いますが。

(経済)観光振興室長

委員がおっしゃるとおりで、このところの小樽観光の状況を大枠的に見ている限りでは、確かに小樽に来られるお客様、観光客が見た目減少しているなというふうに思っております。ただ、今の状況を見て、すぐさま委員がご心配をしておられるように、危機的な状況かということになると、この受止め方もまた人それぞれのところがあるかと思っております。ただ、全国的な国内の観光客の旅行形態自体が少し変わってきているというのは委員もおっしゃるとおりで、最近では沖縄のブームというのが非常に大きくて、北海道だけではなくて、本州方面からも沖縄の方にお

客様が流れ込んでいるというような情報は聞きします。これも、この10年なら10年ぐらいのスパンで受け止めた場合に、旅行会社あるいは旅行関係の専門家等の話もございしますが、揺り戻しというのでしょうか、そういったこともあるやにも聞いておりますので、そういう点では今現在は沖縄ブームということが一つあるかなとは思いますが、また、北海道の方にもブームというか、人の流れというのが変わってくる可能性もあるのではないかと。ただ、それを黙って見ているということでブームが来るかというそうではなくて、今であれば今の段階でやらなければならないこと、つまり受入れ態勢を今までに増して整備・充実していくという必要は当然ございますので、その点では試行錯誤を含めて、着実に進めていかなければならないというのが、それこそいろいろな意味であるかと思えます。井川委員がおっしゃっておられるように、人づくりもそうですし、この小樽のまちの新たな魅力づくりということも取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますし、そういうことで滞在型とか、あるいは広域連携とか、そういったことも含めて、いろいろな角度から小樽観光の魅力というものを発信していくという体制はこれからも続けていかなければならないだろうと、こういうふうに思います。

山口委員

観光誘致促進協議会について

そこで観光誘致促進協議会というのが、これまで小樽の観光の推進組織として官民共同であったわけでございますけれども、最近の開催状況というのはどうなっていますか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

それぞれの各部会に分かれているわけなのですが、例えば誘致の方の面で見ますと、今月の1日、2日、3日と、大手旅行代理店の個人の国内旅行の商品担当者をお呼びした事業とかもありまして、部会の方ではかなりのペースで2週間に1回ぐらいとかというペースで、ずっとこの間開催してきております。国際観光の方につきましても、11月7日から韓国のソウルでキャンペーンを行いますので、こちらにつきましても、だいたい二、三週間に1回ぐらいの割合で今開催しております。それと、あとマップの方につきましても、今度2005年の「小樽ドラマチックウォーク」というのを11月にはつくる予定ですので、8月から3回ほど開催しております。全体の会議等につきましては、今年度に入りまして、正確ではないですが、2回ほど開催したと思えます。

山口委員

誘致協には、いわゆる誘致宣伝というか、そういうふうな役割を担った動きの部会と、そうでなくて、ある意味でいったら、まちづくりに関するような観光まちづくりとか、広域観光という広域の連携ですね。言ってみるなら、そういう戦略的な部分もあるわけです。そういうところは、私の記憶によるとどうも開催されていないと、そこが非常に弱いのではないかと。だから、今、これは私だけの認識かもしれないのですが、たぶん共有していただいていると思えますけれども、観光が質的に今変化しているのではないかと。そういう中で、新たな戦略が必要でないかと思うわけですが、もう一つは小樽は今これだけ財政も悪いわけですよね。そうした中で本当に税収を上げたり、小樽の経済を少しでも上向きにしていくなかで、この難局を乗り越える必要があるわけですから、そういう意味でいうと、観光がだめになれば小樽のダメージは非常に大きいわけですから、それは外部的な条件もあるでしょうけれども、やはり内部的な、ちょっと手を抜いているとは言いませんが、しっかり取り組まれていないところがあって、何が求められているか、ニーズとずれてきたところもあるわけだと思いますので、その辺の議論をいいたいどこですのかということが、どうも今あいまいになっていると。例えば、今、産業振興行政の方でも地域経済活性化会議というものがあって、それも観光にシフトして議論されているわけです。せっかく誘致協があって、業者も市民も一体になっているいろいろな事業に取り組んで、調査・研究もやってきたわけですよね。そういう中で、例えば地域経済活性化会議の中で議論されていることも、それからその他のことについても、やはりそこできちんと論議をして、分析をして、今せっかく観光基本計画も立てられているわけですから、ばらばらにされるのではなくて、それを1回誘致協の事業推進委員会にフィードバックしてきちんと議論をして、これは観光協会も商工会議所も入って

いるわけですから、そういう意味できちんと戦略を議論するようなことをお考えになってはいかがかと思いますが、どうですか。

(経済)観光振興室長

委員のおっしゃるとおりですけれども、今の観光の現状分析ということをした上で、その分析結果を観光にかかわる団体、商工会議所も観光協会も、今、誘致協の名前も出ましたけれども、そういったところが共通認識を持つというところから、また始めていく必要があるのかなというふうに考えております。各団体とも連携というのでしょうか、そういったことも当然必要なのですが、その前に誘致協であれば、これまでかなり回数も多くして、そういった現状分析等の議論というのもあったようではございますが、なかなかそれがこのごろは活発化していないというような実態もあります。そういうことも含めて、まずそれぞれの団体の中での現状のとらえ方、それからそれを持ち寄った上での現状の共通認識、そういった機会を何らかの形で持つ必要があるというふうに思います。その点では、各団体等にも話しかけた上で、団体の代表に当たる方々を集めた形で、一度そういうこれからの戦略というか、そこまですぐ行き当たるかどうかわかりませんが、まず現状分析といったことについて、その機会をなるべく早いうちに持っていきたいと思っています。

山口委員

今の室長の話は、誘致協を先に開いてやるということですか。

(経済)観光振興室長

まず、山口委員もおっしゃっておられたように、商工会議所、観光協会の代表に当たる方も誘致協に参加してもらえるわけですから、その点では誘致協の中でまず開催をした上で、事業推進委員会という会議体もございますから、その中での意見を聞く中で、今後どうすべきか、誘致協だけにとどまらず、ほかの団体にもまた呼びかけて何らかの行動を起こすか、そういった打合せも、誘致協の皆さんと話し合いをまず持っていきたいと思っています。

山口委員

そういうようなことで、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

小樽観光の印象悪化について

観光の話をもう少しさせていただきますけれども、最近、特に先ほどのような形で小樽に入込みが少ない、減ってきていると。もう一つは売上げも上がっていないというような感覚を持つような、そういう店がある。特にツアー観光の方々でやっている店もたいへん苦戦していると。それから、パーソナル型の観光も若干減っているわけですから、客の奪い合いになっているわけですね。

そうした中で、前から客引き業者というか、それを専門にしている業者がいるわけですが、そういう方々というのは、個別に二、三の業者と契約して、案内しているような動きもあったのですが、最近それが相当店舗数を拡大して、囲い込みをやっているというような現状も聞いております。これはやはり死活問題で、彼らはプロとしてやっているわけですから、私は、要するに二、三の業者では食えなくなったという証拠だと思うのです。そういうことをどんどんやっていると、当然小樽の観光の印象も非常に悪くなるということもあるでしょうし、誘致協に参加されている方々もそういう方々と契約されている方もいらっしゃるわけですね。だから、どこがどういう形でそういう現状をほうっておいてもいいというなら別ですけれども、どこかでコントロールしていく必要性があるというような問題もありますし、もう一つは堺町の現状を見ても、今、旗等、景観的にますます乱雑になってきています。それから、当初小樽が観光的に非常に注目を浴びたときは、オルゴール堂とか、ルタオが出てきたというぐらいまででしようけれども、いわゆる専門店化して非常に魅力があった。景観的にも非常に配慮をされて新しい建物もつくられたというところもあったのですが、どうも力二屋とか寿司屋とかが出てきて、どんどん旗を立てて呼び込みをやるといような形になってくると、非常にわい雑な雰囲気になってきているわけですね。これは規制のしようがない部分があるのですが、旗とか、それから特にオープンテラスのような、オープンカフェ

というのですか、そのような形でやられているところもあるのです。自分の敷地でやられる方はいいのですけれども、道路でやられる方もいる。あと、港線についても、今、ほとんどの店が路上にいすやテーブルを出して、それでお客さんにサービスしている動きもあります。私は、これを非常に望ましいとは思っているのです。ただ、これ、デザインも含めてだれがコントロールするのか。その辺も含めて、これはやはりどこかで取り組まなければいけない問題だと思うのです。議論もしないといけない問題だと思うのです。そういう小樽の現状も含めて、どんなふうにやっていったらいいのか。

例えば、浅草橋街園も遊歩道もそうですけれども、いわゆる許可なしに皆さん自由に商売されているわけです。これについて、企画でいろいろやっているわけですし、これについてもどこかでコントロールをする、逆にプロデュースするということも必要かも知れませんが、この課題も議論は若干されているのですけれども、積み残したのになっております。こういう意味で、現状の観光の中で是正すべき点というのをどこかで議論をして、何らかのルールをつくる必要があると思いますので、そういう観点からも、ぜひせっかく誘致協があるわけですから、1回それも含めて議論をしていただけたらと思いますので、よろしくお願い申し上げます。この点で答弁は要りません。そういう方向でいいですね。

北運河の観光について

もう一つは、経済の観点から私はずっと言っているわけですが、だから市長も何とか集客率を上げたいと、観光の経済効果というものを何とか上げてくれということで、課題にされていると思うのです。皆さん、その市長の意を受けて一生懸命いろいろおやりになっていることは存じておりますけれども、私、代表質問でもさせていただきましてけれども、要するに北側の方に面として観光の拠点広がっていくということがないと。ずっとこれは、課題になっているわけですね、北運河の方。北運河、北運河と言っていますけれども、なかなかそういうところにつながってっていない。人力車なんかの方はあっちの方まで行っているようだけれども、景観的にも非常にいいものがあるので、歴建もあるわけですが、つながっていかない理由というのはいったいなんだと思いますか。これは、だれでもいいですけれども。

(経済)観光振興室長

北運河に店舗が連たんをしていた時期もございまして、そのときは人が流れるということもまだあったかとは思いますが、この間、ここ数年の小樽市内の観光客の旅行行動の形態を見ていますと、山口委員もご承知のとおり、浅草橋街園から堺町通、オルゴール堂、メルヘン交差点、この狭い区域の中を多数の観光客が行き来している。なぜ行かなくなったかということになれば、中間に行く目的となる、対象となるものがないと。中間というか、北運河の周辺に張りつきがないというのが大きな原因ではないかというふうに思います。観光をするということになっても、堺町通を見ておきますと、それがまた、反対にわかる部分もあるかと思いますが、見るものがあり、あるいは食べるものがある、そういったものが連たんすることによって、また人の流れが生まれてくるということがございますので、それを逆に考えますと、北運河方面にはそれがないというようなことになるのかなというふうに受け止めております。

ただ、北運河は、人気というか、観光客が行くか行かないかということとはまた別に、固有の旧来の運河の形態を残している部分がありますから、そういったものがうまく店舗と連たんすることによって生かされてくるという可能性は残っている地域だというふうにも思っております。

山口委員

北運河については、当初若干店が出たりしましたけれども、けっきょくうまくいかなくてやめたのです。うまくいかない理由というものはっきりしているわけですね。これは今さら言うまでもなく、6車線の道路と、ここは幹線道路なわけですから、1日3万5,000台も通っている道路ですから、マイカーだけでなく、トラックも通ったりするところに観光客がゆっくり散策をして歩いて買物するなんてことはありえないわけですね。だから、こ

こが変わらない限り、これは北運河が直接どんどん再利用されていくなどということはありませんから、行政が一定の誘導策というものを考えるのであれば、これは手宮線だというふうに、私は申し上げたわけです。ですから、それなどを含めて、これは確かに直接の担当はまちづくり推進室ですけれども、そういうふうに言うと、次の観光戦略です。行政が一定の誘導策をとって、面的な広がりを持っていくのだと。これをずっと議論は誘致協でもされてきたわけです。これは手宮も含めて、緑山手通の線としての、言ってみるなら観光地化を何とかやろうと、歩行者系のことも含めて議論していこうということになっていたのですけれども、なかなかそこに向けて、せっかく我々は武器としてホームページを持っているわけですが、例えば不動産業者と連携して、小樽のそういう一定のメインのラインのところ誘致をして、店を張りつけていこうとか、それについて誘導策というのは、例えば固定資産税の減免とか、いろいろあると思うのですけれども、そういう方策みたいなものを庁内で考えて、観光がこれからもっとさらに発展していくような戦略というのを持つべきだと。要するに、自然任せにどんどん入ってくれたらいいわけです。けれども、いま一つ頭打ちになっているわけでしょう。石屋製菓が屋台村をおやりになる、そして今度、旧三井銀行でコンサートホールをおやりになるというような話も聞いておりますけれども、なかなか堺町から北の方に延びていかない、それから縦方向に延びていかないというような現状を、言ってみるなら、ある程度放置しているわけです。せっかくのチャンスがあるのに何ら無策で手を打っていないと言っても私はいいと思いますが、その辺についてもきちんと庁内で連絡、連携をとって議論を本当にされて、その議論を本当にすべきところ、民間と行政と一体になった組織があるわけですから、そこできっちり1回議論をして、庁内連携をどうとるべきかということも含めてやる時期ではないかと思しますので、再度そういう議論の場を早急に設けていただくように要請したいと思います。その点は経済部長、いかがでしょうか。

経済部長

観光の担当から話しましたが、誘致協の存在そのものは、現実にはもう先ほどお話がありましたとおり、これまで小樽市がつくり上げたビジョンに基づいた完全な実行部隊になっています。ですから、もっと言うと皆さんお忙しいのです。現実には将来を語るだとかなんとかというレベルから、自分たちがいろいろなことをするという、そんな中で皆さんご活躍ですから、たいへん忙しい中での努力いただいています。

ただ、言えることは、そうしたら次のスポットをどうするのかという、これもまた大事な課題ですけれども、少なくともこの短い10何年間の間に800万、900万の観光客が来て、そこを何とか処理して追いついてきたというのが現実なのだろうと思うのです。それぞれ我々の意識なり、観光業者の方なり、まちを語ったまちづくりの方々を含めて、そこまで余裕のない中で10何年間何とか今やってきているわけです。今おっしゃったように、堺町中心の、どちらかというとお土産的な観光というのが少し飽きられてきたのかなというイメージは皆さんお持ちだと思うのです。そうしたら、次のスポットはどこなのかというあたりの議論はもちろん大事ですし、今言ったように、市役所だけが戦略的に物を考えるというのは、これは違うでしょうから、当然民間の方々を中心に、我々も一緒にやりますけれども、次の観光スポットをまさに戦略的にどうやってやっていくのか、大事な部分なので今観光基本計画の中でも、あるいはいろんな議論の中でもやっていますけれども、おっしゃったように誘致協の中でもう一回立ち上げていこうというのは、私どもとしても望むところですし、そういった形で進めさせてもらおうと思っています。

港湾部長

今、山口委員のご質問の中の運河北端というのですか、土地利用の観点から臨港地区の中をいろいろ検討させてもらって、今、運河北端も含めた人の動線、どのようにするかという、その辺のあたりも含めて、今回、分区の中で、番の工業港区から修景厚生港区に変更していくと。この辺が未利用地も含めて、何とか土地利用ができないだろうか、こんな議論を内部でしながら、北端部に人の誘導ということをあわせて、ひとつ戦略的に考えた。それから、の合同庁舎を含めたあの地域についても、将来的にどうなるかは別にしても、第3号ふ頭のいろいろなご提案、ご提起もありますし、そういったこととの連動の中で、一定程度現在張りついている山側との絡みも含め

た判断の中で、土地利用の方向性を検討させてもらったという、こんな経緯もございますので、そういう意味では経済部サイドも含めて、港湾部も含めて、全庁的にいろいろな議論をしながら、周辺の動線確保といいますが、そういったことを検討しているということもご理解いただきたいというふうには思っています。

山口委員

小樽の特産品開発について

今回まず地域の活性化推進事業については、前もお聞きしましたが、実は私は特に産業振興という観点から、観光との関連でぜひやってほしいことがずっとあったのですが、特に今小樽の観光が、確かに減ってはきておりますが、他都市に比べれば相当な入込みがあるわけですね。ただ、これは小樽だけではないのですが、例えば台湾、香港の方が来ていただいても、メイド・イン・チャイナの物を買いませんよね。けっきょく、今地産地消というようなことと観光と関連づけて、他の観光地が一生懸命やっていて、何とか来ていただいたお客さんに地の文化というのですか、地の特産を買っていただくような、そういう意味でいうと、特産品の開発みたいなことを一生懸命やってらっしゃるわけです。

小樽はこれだけ知名度があるにもかかわらず、私は北海道物産展に20年来行っているわけですが、小樽からの出店業者は確かに増えました。これは寿司屋が主に増えたわけですが、ある意味では例えば海産物とか、お菓子とか、そういう部分では圧倒的に少ないのです。地場の産品で、例えば小樽だけで物産展を組めるような物産があるかという、非常に苦しいのです。そういう意味で、観光に関連して特産を生み出すようなことを産業振興という観点からぜひやっていただきたいと思うのです。そういう意味で、フルーツの後志、それから農産物、羊蹄の農協なんかも、ジャガイモだけではなくていろいろ持っているわけですね。それから海産物、積丹の漁協等あるわけです。例えばそういうものの加工品とか、いろいろな連携もあると思うのです。そういうことの中から特産品をつくっていくということをぜひやっていただきたい。

そういう意味でせっかく観光とリンクして、地域経済活性化推進事業でやっているわけですから、これは幾つもワーキングチームをやってらっしゃいますけれども、そういう観点にかかわるようなものがないのですよね。地域ブランドがあるかなとは思いますが、ぜひともそういうことでそういう観点から議論をしていただいて、そういうふうな動きになっていくように、第一歩を踏み出していきたいと思いますが、その辺についてはまだこれが続くわけですが、いかがですか。

(経済)産業振興課長

今、委員がおっしゃったとおりでございますけれども、既存産業活性化ワーキングについても地元の製品をいかに売り込むか、販路拡大をかけるかという部分では、今回の香港マーケットリサーチ事業もその地元の製品を売り込む、その部分では多少効果はあるのではないかと考えております。

ただ、新製品を開発していくというのは、非常に難しいのですが、共同研究開発も私も平成8年から担当させていただいてまして、どちらかといいますと個人的、自社で開発するということが多くなってまして、特に今お話があった食についてですが、その中でも共同研究開発というよりも、自社の技術、特性を生かしながら新たな製品開発に向けるということとか、今それぞれの現場、企業を回らせていただいて実感するところです。その中ではせっかく後志で食についてはいろいろなものがとれているわけですので、その部分では今これからどこまでつながるかわかりませんが、めーでの動きもありますし、それなども含めて動きをつくっていききたいというのと、一つの実例でいいますと、東京から来たガラス細工の会社がありまして、そこが小樽の企業と連携をして、今新製品開発を行っているですとか、そういう部分での場づくりというものが行政として非常に大切なことだと思っておりますので、今後そういう意味での場をつくらせていただくという意味では、地域経済活性化会議がその場づくりという部分では、少しずつ、一歩ずつではございますけれども、提言をしていくのではないかと考えております。

山口委員

工芸品というのは、私も工芸品で出しておりますけれども、これは圧倒的に金沢とか京都とか江戸職人とかに比べれば少ないですけれども、北海道の中では工芸品では、そこそこ出ているのです。ただ、圧倒的に少ないのは食品なのです。食品に魅力あるものがないのです。売上げが上がるのは食品ですから、そういう部分でなかなか今、現にずっと昔からつくっていたものを売るというのではなくて、卸屋が小樽では小売屋にしか売れませんか、直接ここで催事なんかでは売れますから、卸屋が出て売っていらっしゃいます。ただ、商品を見ると、非常によくないのです、正直言って。売上げもとれないのです、帯広とか十勝のものに比べると。十勝のものに比べると、非常に商品開発が遅れています。

だから、そういう意味で、その辺は行政の力というか、あそこは消費地から遠いですから、一生懸命民間も頑張られる。それから、大学との連携もうまくいっていると思うのです。小樽の場合でいうと商大ですよ。商大は何をやるところかという、マーケティングぐらいではないですか。商品開発と言っても、マーケティングがしっかりしなかったら、商品をいくらつくっても外れるわけですから。そういう意味で、ただ食材を使うというのではなくて、やはり具体的にターゲットを決めて、何を売っていくのだという、そしてどこの売上げを上げるのだということです。そういうことで、要するに絞ってマーケティングをしていただいて、商品を1個1個生み出していくと。

香港もいいのですけれども、例えば催事参加にしても、相当金額を持たなければいけないわけです。そうすると、一定の同じ業者だけが行くのです。我々誘致協もそうです。行く業者というのは、みんな決まっています、一定の規模を持った人しか行きませんから。だから、そういう意味でいうと、新しい業者が参入して、それがまた大きくなって育っていくというふうになっていないのです。そういう意味でいうと、全国の物産展なんかには本当に力を持って、デパートの方からぜひ来ていただきたいという業者を増やすことです。増えて当たり前ですから、これだけのまちであれば、知名度はあるわけですから。だから、そういう意味で既存の会社、新規の会社も含めて、せっかく地の利があるわけですから、新たな商品開発、商品力を上げるような努力をぜひやっていただきたいと思います。

地域雇用機会増大促進支援事業について

このプラス事業、地域雇用機会増大促進支援事業、これもそれに関連していろいろやっていただけのではないかなと思うのですが、これは、総額3,000万円とけっこう大きな事業なのです。事業主体が、まち育て運営協議会、これは任意団体になっていると思いますが、これについて、どんな事業をどういう形でおやりになるのか、若干の説明をお願いしたいと思います。

(経済)産業振興課長

こちらは厚生労働省の平成16年度からのメニューでして、地域雇用機会増大促進支援事業という名称ですが、雇用機会が相当程度不足している地域において、産業振興に伴う雇用面の課題とかを解決するために、産学官が連携しまして、今後、実施予定の産業振興施策についてプラスとなるような事業をやる場合に、厚生労働省が支援いたしますという制度です。

この内容は人材や企業の誘致、また、地元企業の中核的な人材を育てるといった場合に、この事業プランが適用されますが、今回プラス事業としまして、小樽まち育て運営協議会で上げていますのは、一つには雇用関係でのデータ集積をしますと、そのデータを集積するには事業推進員が必要なので、事業推進員を2名雇って、その中でジョブデータ支援サイトを構築するという事業があります。また、地元の人材を育成するということで、後継者育成のための商榷塾、後継者をいかに育成していくか、また、求職者等のインターンシップを図るという部分です。通常は学生なりのインターンシップは行われておりますが、求職者・離職者を対象としたインターンシップを図るとなっています。また、一つには企業誘致、企業立地の関係ではございますけれども、それを含めてその人材を育てるための人事労務講習会、人事、労務に関する講習会、これは企業でいいますと総務部長、総務課長クラスの方が対象になると思います。そういうことを行っていくものと、また、外国人の観光客に対応できるようなことでの語学研修ということで、中国語、韓国語、英語の研修を行うと。主にその四つの事業を3,000万円の予算の中で

推進しているところでございます。

山口委員

教えてほしいのですが、今説明された四つの事業、これは事業ごとに予算はどうなっていますか。

(経済)産業振興課長

まず、ジョブデータ支援サイト構築による雇用の拡大ということで、事業推進員が企業を訪問するといったような事業推進員、またその事業推進員の活動費ということ、また、資料作成なりを行っていくための機器使用料で1,470万円、また、事業拡大を図るための地場産業の人材を育成する、地場企業の人材を育成するということでの商榷塾なり、またインターンシップを行うということでの710万円、求職者の人事労務コンサル関係での講習会等を行うということでの企業誘致関係に関するもので505万円、外国人観光客に対するホスピタリティの語学研修ということで315万円で、およそ3,000万円ということになってございます。

山口委員

これは、まち育て運営協議会が全部受けてやるわけですね。まち育て運営協議会、任意団体ですけども、これがこれだけの金額を持って予算を持ってやるわけですけども、例えばここからどこかの企業にまた振るといっか、そういう場合もあるのですか。

(経済)産業振興課長

一つには、今最後に言いました外国人観光客のホスピタリティ事業については委託業務ということで、315万円については了解を得ていますので、事業については、一つ一つ厚生労働省の許可を得ながら行っていくことになりましてけれども、どういう形でやるかという部分は異なっていきますが、当初の予算を組んだ中で委託をしますといったものに、外国人観光客に対するホスピタリティということでの語学研修がありまして、現在は小樽商科大学の言語センターに受けていただいて、事業が推進されているところです。

山口委員

そうすると、その4の外国人観光客に対するホスピタリティの人材育成、これは語学研修ということで315万円というのは、これは商大に払われるわけですか。

(経済)産業振興課長

商大に支払われることになります。

山口委員

そうですか。ジョブデータの支援サイト構築というのは、これは技術が要りますよね。これはどこかの会社がやられるのですか。

(経済)産業振興課長

これにつきましては、その関係をできる人ということで、ハローワークで人材を募集しまして、面接を行って、今回男女2名が採用になっておりまして、その方々がデータを構築していくということで、今取り組んでいただいております。

山口委員

ということは、その2名の人件費が1,470万円ということなるのですね。

(経済)産業振興課長

先ほども申しました1,470万円の中の人件費については、約600万円ぐらいの予算で、それ以外に活動費ということで、事業推進員の旅費、活動費がありますし、また資料作成費又は機器使用料がありますので、管理費を含めた中での1,470万円ということですよ。

山口委員

これ、私は今まで任意団体をずっとやってきたのですけれども、任意団体というのはほとんどお金がないのだよ

ね。プロの事務局なんて雇えないし、要するに自分たちが、言ってみるなら、できる範囲のところで事務局をやるのですけれども、ただ、誘致協の場合は、事務局は市がやっていますよね。このまち育て運営協議会というのは、いろいろな事業をされているのを私知っていますが、けっきょくこの任意団体というのは事務局がしっかりしているということですね、そうしたら。

(経済)産業振興課長

これについては、産学官連携でつくっております、小樽市でいいますと、私ども産業振興課が窓口となっておりますし、また、商工会議所が業務部になっていまして、あと中小企業家同友会にもかかわっていただきながら、小樽商科大学については、小樽商科大学のビジネス創造センターにもかかわっていただきながら進めているところでございます。

山口委員

さっきのジョブデータ支援サイト構築による雇用の拡大というのは600万円が人件費だと。残る870万円というのは事務費と、課長の方から説明いろいろおっしゃいましたよね。これはどこに行くわけですか。

(経済)産業振興課長

一つには旅費、東京なり、いろいろなところに行って情報収集するということでの活動旅費というのがまずあります。それと需用費ということで、それぞれの企業を訪問するときにCD-ROMをつくったりする部分での予算、また自動車を1台リースしておりますので、事業推進員が活動するための自動車を用意しておりますので、そのリース料又は燃料費を含めての管理費になっております。

山口委員

いずれにしても任意団体が、言ってみるなら、厚労省の認定を受けてこれおやりになるわけですけれども、当然監査をされるわけですよね。予算なんかも出ているわけですから、今、産業振興課長の方は把握していらっしゃいますけれども、例えば我々が資料要求で予算書とか決算書とかというのを要求した場合、これは出していただけるのですか。

(経済)産業振興課長

すべてこの事業については、厚生労働省の、北海道でいいますと北海道労働局と調整しながら、また、指導を受けながら行っておりますが、確認しましたところ、これについてはオープンにするのも構いませんということで受けております。

山口委員

いずれにしても、これはまだ今年度の事業ですよね。決算の段階で資料をぜひ出していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

第3号ふ頭について

最後になりますけれども、ソーラスです。私はもうほとんど言うことはないのですけれども、第3号ふ頭についてです。先ほど第3号ふ頭については入港実績が年間815隻と、そのうち500総トン以上の船は291隻ということになっていますよね。ほかのふ頭を見ますと、例えば港町岸壁が427隻のうち、500総トン以上が405隻、それから中央が782隻のうちの604隻が500総トン以上、勝納が532隻のうちの518隻が500総トン以上、だから小さい船が第3号ふ頭についているわけですよね。比率で言ったら、3割ぐらいしかついていないということですから、一番少ないわけです。第3号ふ頭というのは、一番市民が水辺と親しむ上で重要なふ頭だと思うわけですが、ここについて管理がたいへんに難しいということをおっしゃっていただきましたけれども、どうですか、運用についてもう少し緩めて、着いていないときには一般市民に開放するとかという考えはありませんか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

第3号ふ頭の外航船の停泊隻数、確かに500トン未満の船が多くなっております。これはソーラスもやっております。

ますけれども、以前から指定保税地域という関係がございまして、北朝鮮、それからロシアから来る主に生もの水産物、それから青果物みたいなものはここで指定保税地域に入れなくても、この露地で通関ができるということで、ここはそういう生ものを持ってきた場合は、特にこの場所でやるというのが、一番関係者にとっては便利な場所でございます。そういう意味で以前からここにそういう船が泊まっている、その必然性があるということがございます。あと、北朝鮮は今あいう日本との国交等の問題もございまして、いろいろ問題がある部分もある国でございますので、その辺、公安委員会とかのいろいろ監視みたいなものもございまして、その海保とかそういう関係機関についても、北朝鮮の船はほとんど500トン以下が多いのですけれども、ソーラスの中に何とか入れてほしいという、そういう要望もございまして、そういう二つ、三つの理由から、第3号ふ頭の特に16番バースに泊めているというのが現状でございます。先ほどの話と合わせまして、現状ではなかなか難しい部分があると思っておりますけれども、今まだ始まったばかりでございますので、今後の状況を見ながら、その辺ちょっと検討してまいりたいと思っております。

山口委員

最後の質問です。

先ほど部長の方からふ頭基部の分区の見直しの件も話されておりますが、いずれにしても長い議論で第3号ふ頭の基部については親水性を持たせることが港湾計画に決まっておりますし、ずっとそういう方向で何度か議論はこれまでされてきた経緯があるのですが、いずれにしても、保税地域にもなっていますし、民間業者もあるわけです。基本的には小樽港の全体的な見直しをする中で、第3号ふ頭の機能をどこかに移すというようなことが当然なされないと、これらの実現はできないわけですね。そういう議論というのを、ようやく庁内で本格的に始められたのかなと、そういう印象を持っていますが、その辺について、今後どのように進めていかれるつもりなのか、部長の方からお話がいただければ、終わりにしたいと思います。

港湾部長

現在、港湾関係業者と港湾部の私含めて、管理職含めて、名前はどうでもいいのですけれども、小樽港の将来ビジョンみたいなものを語り合おうという、そういうことを企画して、第1回、2回目ぐらいやっております。それで、その中で、例えば石狩湾新港との問題はどういうふうに業者が考えているのか。それから、いわゆる港湾整備の在り方の問題ですとか、その中で当然港湾施設の問題で第3号ふ頭を今いろいろな議論がされているという。それから老朽ふ頭、老朽上屋をどういうふうにしていくのか。こういう議論を展開すると。民間の方の中でも、港湾だけの議論だけではなくて、そういった積み上げの中で、俗に言う、おかの入方の意見も聞いたらどうだという議論までも出るようになっていきます。したがって、最終的には1年ぐらいかけようということで、忙しい社長さん方も含めてやっていますから、これからの総合計画にどうしようかという問題もありますから、そういう議論を今ここ何週間ぐらい前から始めていますので、そういう中で第3号ふ頭の機能というのは将来的にどうしようか。それから遊休、ほとんど使われていない第2号ふ頭の扱いをどうしようか。その中で、では第3号の機能を第2号に移すのか。新たなところといったって、ふ頭も満杯ですから、どういう形にしていくのかという議論を積み上げた中で、将来的には小樽港というのはどういう形で生きていくのか。そこで石狩湾新港という中で業界がどういう軸足を持って事業をしていくのか。こういうことで行政がどうかかわっていくのかというあたりをまとめていこうかなという気もちょっとしますから、そういう中で議論をしたもので先取りできるものについては、一定程度17年度、18年度の予算の中でいける部分については、小さなことからでも取り組んでいきたいというふうには考えています。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブに移します。

森井委員

ソーラス対応について

ソーラスの話が出たので、そのまま私もソーラスの話をお伺いしたいと思います。

今回、手宮の岸壁の方も一部ソーラス対応になるということですが、こちらの方の停泊頻度をお教えてください。

(港湾)港湾振興室小林主幹

手宮岸壁につきましては、背後にあります日清丸紅飼料への飼料原料の材料ですとか、穀物関係の約二、三千トンぐらいの船でございますけれども、中国から参ります。これが現在のところ、だいたい月に2回ないし3回入港しているという状況でございます。

森井委員

停泊していない期間もあるというように先ほど伺いましたけれども、それが停まっていない間、開放するというような話も聞いているのですが、それでよろしいですか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

そのとおりでございます。今、実際船が2隻着くといたしましても、季節の天候の関係で荷役が若干延びることがあったりしまして、二、三日、月三、四日ぐらい停泊しているということがあると承知してはいますが、あと外航船が着くことはほとんどございませんので、この期間だけ限定でソーラスの出入りの管理をさせていただいて、それ以外につきましては、岸壁自体が道路がわりというか、通路がわりとしてけっこうあの辺の近隣の事業所の皆さんですとか、そういうところに使われている実態もございますし、そのほかは船が着いていないときに、日清丸紅飼料への原料の搬入ですとか、それから逆にその製品の搬出、そういう業務用の車両の出入りもけっこう頻繁だとお聞きしておりますので、その辺は先ほど申し上げましたロシア船絡みの事件もこの場所は想定されない場所でございますので、船が着いていないときにはフリーに開放したいというふうな今のところ考えてございます。

森井委員

こういうような停泊日数というか件数が少ない状況においては、先ほど外航船舶が停泊時に限りというようなことをソーラス条約においての話が出ておりましたけれども、これは、決して手宮岸壁だけが特別というわけではないのですよね。ほかの状況でも、現状でいくと、もちろん停泊が少ないということはないと思うのですが、減ってきたりとかそういうふうにする場合とか、又は先ほど第3号ふ頭の話もありましたけれども、潮まつりがあったりとか、何かしらのイベントであったりとか、その状況によっては開放する可能性もありえるということでしょうか。

港湾部長

基本的には、市民的なイベントといいますか、催事の部分については、停泊していないという点で一定の判断をさせてもらいたいとは思ってます。問題は、我々が先ほど来から言っているように、小樽港に現在一般の貨物として入ってくるのが、ロシア船が一般でないとは言いませんけれども、そこそこの大きさの船というのは、ご存じのように昔から比べると少なくともはなってきたりして、ロシア船でも7月くらいまでもう430隻ぐらい、100トンぐらいの船も含めて入っているのです。

問題はソーラスの絡みでいくと、私どももあえて警備をつけて、北朝鮮とロシアの小さい船を守っているという、このことは財政的な問題から考えても、係船料が物すごく上がりが悪いのに、門番に人件費たくさん払っているわけです。ですから、ふ頭ごとに数字を出していくと、全然もうかっていないといったら変ですけども、係船料で収入は入るのだけれども、支出が物すごくい、今まではそんなのはかかっていないわけだから。そういうことでは、1回海保とかに当たってみるかという話ぐらいまでしているのです。ということは、それはあくまでもソーラスの議論からいくと、船としては門番を立てなくてもいいのであって、しかしながら、先ほど言った水際対策の問題な

りなんなりということが、危機管理体制という日本全体の内閣府を含めた制度の中で、やはりネットの中に入れてほしいと、特に小樽は犯罪が多いのだという、こういう議論を我々としてはやっていますから、その中で税関なり、海保なりという、官庁の方のご意向もあるものですから、現状としてはそういう手だてをしています。

ですから、そういう苦しい管理者の立場の中で一定程度議論の積み上げをしながら、多少支障のない、例えばだいたい船舶は用を足したら金曜の夕方から土曜日には出ていきますから、日曜日はここを開放しますよということはあるということも議論はしているのです。ただ、それをいつ告知するのだと。日曜日に来てみてくださいと、そうしたらあいていますよ、そこは入ってもいいですよということがやれるのかどうかという、こんな議論も今内部ではいろいろさせてもらっていますので、もう少し、先ほど来から言っているように7月から施行ですから、1年ぐらいいろいろな状況を見させてもらいたいということで、先ほどお答え申し上げましたので、基本的にはそんなスタンスをとっていきたいと思います。

森井委員

実際の話は、ソーラスにおいてどうこうというよりも、先ほど港湾の将来を語り合う会があるみたいなことを話していましたけれども、ちゃんとした親水性はどこなのかと、どこはちゃんとした港湾機能を保っていくのか、そういうすみ分けがしっかりしていけるかどうかということだと思っはいるので、それが、今の語り合う会でいろいろな論議の中で進んでいくことが一番望ましいとは思っているのですけれども、先ほど議案の説明をしていただきましたが、その文書はやはり禁止区域としてということで、立入りを許可した人しか入れないというか、それ以外は完全に立入りを許可するという形で条例案そのものが変わるので、そんな中でそういう例外的なものが存在するべきかどうかという判断が気になったので、質問させていただきました。

そんな中で、先ほど港湾部長がおっしゃったような危機管理というような話もあったので、質問を変えようと思うのですけれども、現在警備というのは、一般警備会社に委託という形でされていると思うのですけれども、ソーラスの対応というのは基本的にテロ体制なわけではないですか。そんな中で警備員の人たちがテロ対策、その対応ができるのかといたら、やはりちょっとその辺が不安になると思うのですが、それに対してのマニュアル等があったら、簡単でいいので説明いただければと思うのですけれども。

(港湾)港湾振興室小林主幹

警備会社に委託するに当たって、日中のゲート管理と、それから夜間の巡回警備と、それぞれ別の会社に委託を行っておりますけれども、一応連絡体制とか実際にどのような形でどのようなコースで回って夜間については巡回警備をするのか、そういうことをここではお示しできないのですけれども、警備会社にはお示ししながら、そういう不穏な動きがあった場合には、じかに対応しないで、警察なり、海保なりにすぐ連絡をとるような形になってございます。

特にこの前、実際、事例がございまして、勝納ふ頭で脚立を使って夜中にフェンスを乗り越えようとしたロシア人がおりまして、それがその警備員の通報によって警察に逮捕されたという事例が1件ございました。

森井委員

今のようなロシアの方々の密輸というか、そういうようなことにかかわることであれば、今度警察に対して通報で当然じゅうぶんだと思うのですけれども、テロというのは、特別な枠組みだと思うのです。日常ありえない、警察でも対応できない範囲ではないかと。やはりそうなると、テロにかかわって何かが起きて、警備員が見つけたという場合は、一番身近ではやはり海上保安庁になるのかなと、かなりかけ離れて自衛隊なのかなというふうに思っているのですが、実際その自衛隊とのつながりというのは、今の時点では、私自身見る限りではないのかというふうに思うのです、その警備会社が。そうなると、海上保安庁というふうになると思うのですけれども、現在小樽の海上保安部又は第1管区において、テロ対応ができるメンバーがどれぐらい存在しているかということはお存ですか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

特にテロ専門の部門というのは、あるようには聞いておりません。ただ、先ほど港湾部長からありましたけど、小樽港のテロ対策を含めた水際危機管理の国も含めた責任者というのが、小樽港の場合は小樽港の港長、海上保安部長が国から危機管理官ということに任命されていまして、一義的には海保にいろいろな形をお願いするという形にはなるのかと思います。自衛隊につきましては、もともとこのソーラスの枠組みの中では関係してございません。

森井委員

ぜひ、それは危機管理官の第1管区の保安部長といろいろとかかわっていただきというふうに思っています。実際テロに対応できる海上保安部のメンバーは、それほど多くはないです。ほぼ皆無に近いのではないのでしょうか、本当に特務に近いような形です。しかしながら、これは水際の危機管理という形で、ソーラス条約に伴ってこれだけのフェンスを張ったりかしているわけですから、それがさらにちゃんと充実したものにならないといけないということを考えると、では実際テロが起きたらどうするのかということ踏まえなければいけないと思うのです。以前も話しましたが、これだけでテロ対策ができるのかということ、私は今でも思っておりません。けれども、最悪のことを考えて、もし起きたらどういう連絡系統によって、どなたがその対策ができるのか、やはりそのあたりを管理者として考えていかなければいけないのかなというふうに思っていますので、どういう形がとれるのかを今後検討してというか、保安部長とどういうふうな形で対応していただければいいのかをしっかりと把握しておくべきではないかと思っておりますので、ぜひ、その辺のことを考えておいていただければなというふうに思います。

それでは質問を変えまして、観光の方に質問させていただきます。

宿泊地の集約について

先ほど沖縄の話も出しましたが、以前も常任委員会の方で、私の方から沖縄の方と北海道というのは似たようなポテンシャルを持っていてというような話をさせていただきました。私の周りも、かなり北海道から沖縄に観光に行っている方もさることながら、移住してしまった方々も、3組も4組もいます。しかし、そのポテンシャルは北海道にもあり、周りから北海道にもそういうふうに移住までできるぐらい、そういう観光的な要素も含めて高いものを持っていると思っていますのですが、そんな中で、昨年同じくその経済常任委員会の中で、駅の周りで人が寝泊まりをしているというような話から、安宿についての集約が必要ではないかということをお話させていただきました。そういう集約ということをお話させていただいたのですが、それを伺いたいのですが、

(経済)観光振興室企画宣伝課長

特に集約を行ったということではないのですが、今後の形で、今マップでいうと、例えば小樽ドラマチックウォークという誘致協で出しているもの、これが主流になっています。これの中で、宿の一覧とかあるのですが、その施設によって料金が素泊まり3,500円とか、そういうような安いものを書いているのもあるのですが、そうでなくて、例えばビジネスであれば、シティホテル、それからリゾートホテル、ビジネスホテルも一緒にくりにかになっていまして、そういった判別ができないような状況になっていますので、これを今年度、先ほどもちょっと言いましたが、11月に向けて2005年版を今つくりますので、その中で例えば料金を明示する項目を設けて、安い宿はどこだというのがわかりやすいような形で改善をしてみたいと思っています。

また、パンフレットの関係でいうと、来年度つくる2006年版が大幅な見直しの際になりますので、そういったことも、今、森井委員がおっしゃったようなことも含めて、マップの検討委員会の中で話し合っていきたいと思っております。

森井委員

ニーズに対応した観光パンフレットについて

ぜひ、その変革に向けてパンフレットについて考えていただきたいなと思っていますのですが、私の方で安宿ということをお話させていただいた理由はもちろんあるのですが、ちなみに沖縄はこの間というか

冬ですけれども、1月に沖縄に行ってきたのですが、1泊1,500円とか1,000円の宿とかがありまして、私もそういうところに泊まってきていて、そういうところで長期滞在することによって、沖縄というもののよさを知ったりとか、又は移住に向けての計画を練ったりとかしている方がたくさんいらっしゃいましたので、北海道もそういうものに向けていただきたいという気持ちもあるのですが、それだけではなくて、実際その宿に泊まって、北海道、小樽も含めて旅をされる方々というのは、自然背景を目的としてと来ている方々が多いと思うのです。

パンフレットについて何を話したいのかというと、例えば、最近海外の方々がいらっしゃるからということで、言葉を変えたパンフレットができたりとかしています。しかしながら、日本の方々のニーズに合わせたパンフレットというのが存在していないというのが、私の感想なのです。例えば初めての方々、初めて小樽に来る方々というのは、やはり小樽の運河周辺であったりとか、小樽としてクローズアップされている部分、そういうところを目的として来る方々が多いような、そういう方々にはそういうことを目的としたパンフレットが必要だと思いますし、また、リピーターの人というのはそれとは違う内容、今まで訪ねたところとは違うもの、又は小樽独自で、ちょっとした裏道であったりとか、又は観光地域から一步離れたようなものを求めていたりとか。先ほど私の方で宿を求めている人たちというのは、自然背景であったりとか、自然環境、自然景観又は観光として何か行きたいというときとかも、例えばトレッキングであったりとか、ホースライディングであったりとか、又はダイビングであったりとか、そういう自然にかかわったようなアクティビティとか、そういうものにかかわってきたいというふうに考えている方々が多いと思うのです。その方々を一つのパンフレットで一つの内容で伝えるというのは、かなり難しいのではないかなというふうに私自身は感じています。ですので、今のは例えですけれども、それぞれのニーズに合わせたパンフレットを幾つかつくるべきではないかというふうに思いますけれども、その点についてのお考えをちょっと。

(経済)観光振興室長

確かに、今の旅行者のニーズが多様化しているというのは、昨今言われていることで、それに対応した受入れということを求められているわけですが、私どももそういう点ではそのニーズに極力対応したツールというのでしょうか、パンフレットを用意していきたいというふうには思うのですけれども、その点では全部が行政で行うといっても、これはもうはみ出してしまう部分が非常に多いことになるかと思います。それは委員もご存じのとおり、いろいろなガイドブックが書店に行きましてもございまして、我々も驚くほどに、旅行者の中では小樽の情報を非常に収集して、小樽に来られている方もいらっしゃいまして、我々としては今の段階ではインターネット、ホームページを通じて発信するというのもしておりますが、それに合わせてできるだけ多様なニーズとはいいいましても、多くの方が見て利用していただけるようなパンフレットというのはつくっていききたいと思うのですが、それぞれの特定のニーズに合致させたパンフレットを用意することになりますと、ニーズに合わせた分だけのパンフレットを各種用意していかなければならないと。これは極端な言い方ですけれども、それもやはり行政でやる上では限界があるのではないかというふうには思っています。そういうやりとりの中で、こういったものが今現在適当なものなのかということ、私どもだけではなくて観光業界とか商工会議所あるいは市民の方のお知恵をおかりしながら、今求められているものを随時つくってまいりたいというふうに思います。

森井委員

書面でつくるのは経費もかかりますし、なかなか難しいところもあると思うのですが、しかしながら小樽の情報を一番集約しているのは、やはり小樽市役所ではないかなというふうに思いますし、そういう連携をとれるのも市の一つの特徴だと思います。それとともに、パンフレットを配れる量というのも、そんなに少ない枚数ではないですから、それに伴っての広告力というのも、かなり大きな武器ではないかというふうに私は思っておりますので、質を高めるといって、今のパンフレットでもじゅうぶん質というものは高いと思うのですけれども、それをいろいろな形で表現することによって、いろいろな方々に対して、そのパンフレットによって経済効果が高められる、そ

れぐらいの力を持っているのではないかなと思っていますので、その辺のところをパンフレットを来年度変更する予定であれば、検討はしていただきたいというふうに思いますし、また書面で配布するのは難しいというふうに考えるならば、まずホームページの方でそれだけのニーズに合わせて、まずはそちらの方で製作していただきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

パンフレットはこのあたりにさせていただきます、次の質問をさせていただきますと思います。

ロケセットの在り方について

一般質問で、市民クラブの大島議員より、ロケセットの在り方についての質問がありましたけれども、この点について、もう一回改めて今後の状況というか、どういうふうになるのかというようなことを、簡単でいいので説明願います。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

大島議員の一般質問の答弁とダブるわけなのですが、改めて今お話がありましたので、今現在、第2号ふ頭の第3号上屋の方にロケセットが設置されてあるわけなのですが、このまま上屋内に設置しておくことは難しいものというふうに考えております。それで、ロケセットの所有者であります松竹さん、それからあと管理・運営しております小樽フィルムコミッションと協議の上、今後の取扱いについて早急に結論を出してまいりたいと考えております。

森井委員

ロケセットそのものは、移転ないし取壊しとかという可能性が出てくるのだなとは思いますが、今後、また新たに別の形でロケをしたいとか、そのような要請があった場合は、今までと同じようにこの場で、同じ第2ふ頭でそのようなことを行うということもありえるというふうに考えてもよろしいでしょうか。港湾部の方にもお伺いしたいです。

(港湾)港湾振興室横山主幹

現在、第2号ふ頭のロケセットが置いてある上屋でございますが、当初、昨年ロケセットを置いた時期には、上屋にけっこうあきがございました。その後はその時期にもよりますが、現在上屋関係は、かなり本来の目的の港湾貨物の用途でほぼ満杯状態になってございます。そういうこともございまして、将来そういうこともありえるかということにもなってきますが、基本的には上屋というものは港湾貨物を入れるという視点の中で建っていますので、その時々といいますのはちょっと語弊がございまして、港の上屋のあき状態を見ながら、その辺は判断していきたいなと考えております。

森井委員

ここ数日というか、1週間、2週間で、映画だけではないのですが、例えばドラマであったりとか、CMであったりとか、このフィルムコミッションというものを設立して以降、全国的な番組の中で小樽市というものが取り上げられる機会というのがかなり増えてきていると思うのです。これはなかなかぱっと見て、ここ小樽だとわかるようなぐらい明確なものが出てきたりとかしているのです。ほかの地域で撮っているものが、ここがどこだとわかるものはそんなに多くないと思うので、それだけ大きなアピールにつながっているのではないかなと。それだけ小樽市に関しては、そういう自然景観的なポテンシャル的なものが、映画とか、ドラマ、その他CMなどにおける撮影というものにおいて、とてもプラスに働くのではないかなというふうに私は思っています。

以前も映画の製作する側ということも、今後視野に入れていくべきではないかということをお話させていただきました。私の方で調べたりとか、また、情報をいただいたりとかしている中で、文化庁の方におけるやりとりとして、例えば映画スタッフの育成事業が、それほど大きな予算額ではないのですが、そういうことがあったりとか、又は既存の映画の専門学校であったりとか、大学であったりとか、そういうところが国の支援において何か映画撮影とかを行う場合とかは、インターンシップの制度があったりとか、そういう取組とかがけっこう実は頻繁に行われて

いるということを知りました。特に今、文化庁からフィルムセンターというところが独立をしようとしているようで、それに対しての力の入れようが少し高くなってきているのではないかなというふうに思っています。

その中で、その目的の中の一つとして、現場と密着した人材養成策の再構築という枠組みがあって、この中でこれは映画に伴ってということなのですけれども、プロデューサーに対する養成の協力とか、それに対する育成とかにもすごい力を入れているように、文章上ですが、思えます。このようなところと文化庁との協力又はそういう状況の確認というか、動向の確認というか、それも今後小樽市として私はしていくべきではないかなというふうにも思いますし、また、これだけやはり全国版のドラマの撮影であったりとか、CMの撮影であったりとか、出来事が起きているということは、そういうふうに既に制作されている方々との交流というものが、小樽市としても生じ始めているのではないかなというふうに思いますので、今後そういう制作する側、小樽市独自でそれを制作して発信していける、そういう人たちが中で育っていくということはすごい可能性があるのかなというふうには私は思っているのですけれども、そのことについて見解をお願いしたいのですが。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

ただいまのご質問なのですが、映画、それからあとテレビとかのいろいろな制作者の方とは、その作品の取材対応はもちろんなのですけれども、いろいろな機会をとらえて、フィルムコミッションの在り方ですとか、小樽の観光の在り方ですとか、映像を通したPRの仕方だとか、そういったことは常に話すような心がけをしております。いろいろなアドバイスなんかもいただいているのですけれども、そういった意味では制作者との交流といいますが、そういったことについては、私たちがただ単にすべてを受け入れるだけではなくて、考えながら受入れたとか、それからあるいは連携だとか、そういったことはやっていくつもりであります。

それから、もちろん小樽の中で映画監督とかも出たりとかはしていますし、小樽出身の方の中でもそういった映像関係に携わっている方がいらっしゃるのですが、地元でそういうような関連企業といいますが、例えば今小樽であれば、いろいろな制作に絡めているようなコーディネーターをされる方が何人かはいらっしゃいます。フィルムコミッションとは別に、職業としてそういった撮影のコーディネートをする方はいらっしゃるのですけれども、それ以外の方で小樽に基盤をおいてされている方というのはいらっしゃらないのです。ですから、今、森井委員のお話でもありましたように、去年から物すごく撮影件数が増えています。今年もまた映画とかドラマとか順調に來ていますので、そういったものがまたさらに継続的に増えていって、そういった関連の企業なりが小樽に張りつけていけるような形がいいなというふうには考えております。

森井委員

地域経済活性化会議でも観光のビデオを制作するとかという話もありますけれども、そういうことに対して小樽市の方々がそれだけの技術とか能力を得て、それを制作するとき、またさらに高いレベルというか、いいものをつくる、生み出すことができる、そういう流れができていくことが、さらに一つの発展につながるのかなと。これが、また産業的なものとしても高まっていって、経済効果的にも何かしらの変化を与える可能性もあるのかなというふうに思いますので、少し理想論的な話ではありますが、ほかの地域に比べて、小樽というのはその理想に一番近い場所にいると思いますので、ぜひ今後そのようなこともいろいろな方々との交流の下でいろいろ検討していただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時46分

再開 午後 4 時53分

委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより直ちに採決いたします。

議案第29号ないし第31号、第34号、第35号、所管事項の調査について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。